

第十三回 参議院電気通信委員会會議録第十九号

昭和二十七年五月十三日(火曜日)午前
十時四十三分開会

委員の異動

四月二十五日委員寺尾豊君辞任につき、その補欠として工藤鐵男君を議長において指名した。
五月九日委員工藤鐵男君及び佐多忠隆君辞任につき、その補欠として岡田信次君及び齋武雄君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

- 委員長 鈴木 恭一君
- 理事 山田 節男君
- 委員 新谷寅三郎君
小笠原三三男君
水橋 藤作君

政府委員

- 電波監理委員長 網島 毅君
- 電波監理長官 長谷 慎一君
- 大蔵省主税 泉 美之松君
- 局税制課長 平井 太郎君
- 電務次官 田辺 正君
- 電氣通信省 業務局長 横田 信夫君
- 電氣通信省 電氣通信局長 横田 信夫君
- 電氣通信省 電氣通信局長 横田 信夫君

説明員

- 電氣通信省 事務次官 報 勉君
- 常任委員 後藤 隆吉君
- 常任委員 会専門員 柏原 栄一君
- 常任委員 会専門員 会専門員

本日の會議に付した事件
○電波法の一部を改正する法律案(内閣送付)
○日本電信電話公社法案(内閣送付)

○日本電信電話公社法案(内閣送付)
○日本電信電話公社施行法案(内閣送付)
○國際電信電話株式会社法案(内閣送付)

○連合委員会開会の件
○公聴会開会に関する件
○電波行政に関する調査の件
○ラジオ受信機に対する物品税に関する件

○委員長(鈴木恭一君) これより本日の委員会を開会いたします。
公報にありますが、日本電信電話公社法案、日本電信電話公社施行法案、國際電信電話株式会社法案、電波法の一部を改正する法律案、いずれも予備審査であります。電波行政に関する調査と併せて、本日の議題といたします。順序を変えて電波法の一部を改正する法律案の理由を政府からお願いたします。

○政府委員(網島毅君) 今回政府より国会に提出いたしました電波法の一部を改正する法律案の提案理由の御説明を申し上げます。
去る四月二十八日に効力を発生しました日本国との平和條約締結の際に、我が政府はこの條約の最初の効力発生の後六ヵ月以内に、國際民間航空條約への参加の承認を申請する意思を明らかにいたしました。平和條約第十三條におきまして我が国は、國際

民間航空條約第九十三條によりまして國際條約の當事国となるまで、航空機の國際航空に適用すべきこの條約の規定を実施し、且つ、同條約の條項に従いましてその附屬書として採択された標準方式及び手続を実施することを規定したのであります。
この規定に従いまして、政府は航空に関する基本法でありますところの航空法を制定するために航空法案を今国会に提出しておりますが、これに際して電波法中にも航空機の無線の種電波の利用上必要な規定を設けることが必要と相成つたのでござい

ます。
又電波法におきましては船舶の航行の安全のための無線局に関して規定しておりますが、現行法律の規定は、一九二九年の海上の人命の安全のための國際條約の規定に従つていのでございしますが、一九四八年にロンドンにおいて新たに海上における人命の安全のための國際條約が締結せられました。本年十一月十九日に効力を発生したことに相成つております。ところで前に申上げました平和條約締結の際におきまして、我が政府は実行可能な最短期間内に、且つ、平和條約の最初の効力発生の後一年以内に、この新しい海上における人命の安全のための國際條約に正式に加入する意思があることを宣言してあるのであります。
政府は一方この條約加入の手続を進めると共に、船舶安全法の一部を

改正する法律案を今国会に提出しておりますが、これに際して電波法中の船舶の無線局の規定につきまして若干必要な改正を行うこととなつたのであります。
以上の理由によりまして、電波法の一部を改正する法律案をここに提出いたします次第であります。
何とぞ御審議の上、御可決あらんことをお願いする次第であります。

○委員長(鈴木恭一君) 次に日本電信電話公社法案の提案理由の御説明をお願いいたします。
○政府委員(平井太郎君) 只今議題となりました日本電信電話公社法案の提案理由を説明申し上げます。
我が国の電信電話事業は、創業以來公共事業として始終一貫國營により經營されて参つたのであります。昭和九年特別會計制度を採用いたしました後、事業の國營に伴う諸制約に縛られ、設備の拡張資金につきましても、そのとき々の國家財政の枠に左右されて、十分且つ安定した資金を得られず、更に企業經營の基本であります財務、會計、人事管理についても、一般行政官庁と同一の規律を受けていたため、活潑な企業活動を阻害されて来た点が少なくなく、ために競争によつて極度に荒廃した電信電話の復興は戦後の産業經濟文化等國民活動の進展に伴うことができないで、遺憾ながら國民の要望に十分応えることができなかったものであります。
このため昭和二十四年七月に内閣に

設けられました電信電話復興審議會は昭和二十五年三月三十一日に電信電話事業を民營の長所を最大限に取入れた公共企業体化することの必要性を政府に答申いたしましたのであります。が、同年四月二十六日、衆議院も公共企業体移行促進の決議をされ、公共企業体化の機運は熟して来たのであります。然るにその後幾ばくもなく、朝鮮動乱の勃発に伴い、關係筋の意向もありませんで、一先ず見送りとなつていたのであります。が、昭和二十六年政令改正諮問委員会は、行政機構改革の一環として電信電話事業を公共企業体化することを政府に答申し、ここに公社移行の問題が再燃いたしました。ここに日本電信電話公社法案を国会に提出して御審議をお願いする運びと相成つた次第であります。

先にも申上げましたように、財務、會計、人事管理等の面での國營形態の欠陥を除去して、企業的能率的經營をなし得るためには、純然たる民營形態を考へられるわけでございするが、電信電話事業は、全国に亘る歴大な組織及び設備を有し、巨額の資産を擁する公共事業でありますから、これを民間に拂下げて株式会社組織に切替えることは、再評価、株式の引受、その他に多くの困難が予想され得ること、極度の公益性、技術的統一性及び自然的独占性を有する本事業については、純民間企業としての長所を十分に期待できないこと、又公租公課の賦課が加

わると共に、船舶安全法の一部を

改正する法律案を今国会に提出して

船舶の無線局の規定につきまして若干

必要な改正を行うこととなつたので

もなお且つ相当の料金値上げを招来すること、年々巨額の拡張資金を民間資本にのみ求めることは、現在の我が国の資本蓄積状況から見て殆んど望み得ないことなどの理由から、民営形態は適當でないと思われるのであります。

政府は公衆電気通信事業の合理的且つ能率的な経営の体制を確立し、公衆電気通信設備の整備及び拡充を促進し、並びに電気通信による国民の利便を確保することによつて、公共の福祉を増進するためには国会及び政府から必要な監督を受けることによつて公共性を確保すると共に、一方事業経営上財務、会計、人事管理などの面における一般行政官庁の制約を脱し、民営の能率的経営技術を取入れた自主的な企業活動を行い得る企業体としての公社形態に当事業の経営を行わしめることが最も適當であると考へまして、ここに日本電信電話公社を設立することとした次第でございます。

ただ国際電気通信関係のみは国際通信における他国との競争関係などより、一層徹底した企業活動の自由と機動性を確保するため民営とすることとし、別に国際電信電話株式会社法案を上掲いたしましたこととしたのであります。

次に公社法案の内容について主なる点を説明申し上げます。
法案は第一章乃至第七章に分かれておりまして、
第一章は総則として、公社の目的、法人格、業務内容、資本金、名称の使用制限などを規定いたしております。このうち公社の資本金は、この法律施行の際における電気通信事業特別会計の資産の価額から負債の金額を控除し

た残額に相当する額とし、いわゆる狭義資本説によることとし、政府が全額を出資いたします。

第二章は、経営委員会に関する規定でありまして、公社の業務の運営に関する重要事項を決定する機関として民間会社の取締役会に準ずる経営委員会を設置いたすこととしております。この経営委員会は、両議院の同意を得て内閣が任命する非常勤の委員三人と、職務上当然就任する常勤の特別委員である総裁、副総裁二人の合計五人を以て構成され、委員長は委員の互選により選任することとなっております。この経営委員会は公社の経営管理の基本政策を決定いたす機関でありますので、公社の業務執行の責任者たる総裁及び副総裁のほか、大企業の経営についての深い経験と広い社会的視野を持つ非常勤の委員を以て構成し、その多数決によつて議事を決定することが公社の経営を能率的ならしめると共に公共性を確保するゆえんであると考へる次第でございます。なお、委員の任期は四年で報酬は受けません。

第三章は公社の役員及び職員についての規定でありまして、公社に役員として総裁、副総裁各一人及び理事五人以上を置くこととなっております。総裁及び副総裁は内閣が任命し、理事は総裁が任命いたします。総裁、副総裁の任期は四年、理事の任期は二年でいずれも再任されることができません。職員については、その地位、資格並びに任用の基準について規定するほか、降職及び免職、休職並びに懲戒につき身分保障の見地から一定の基準を設け、一方職務遂行に専念する義務を課しているものであります。又その労働関係に

ついては公共企業体労働関係法の適用を受けることとしております。

第四章は、財務及び会計についての規定であります。公社の財務及び会計に關しては、財産の増減及び異動をその発生の実態に基いて経理するいわゆる発生主義会計原則によることを明らかにし、予算においても現金収支のみでなく、非現金収支を含むものであることを明らかにしてあります。又公社の予算は一般行政官庁の消費を目的とする予算と異り、通信の需要に即応して最低の経費で最良のサービスを提供することを目的とするいわゆる事業予算の性格を持つものであります。

この目的に應ずるため経済事情の変動並びに緊急偶発の事態に應じ得る弾力性を有するものであるという本質を明文化してあります。予算は予算総則、収入支出予算、継続費及び債務負担行為より成つており、これに当該事業年度の事業計画、資金計画その他参考となる事項に関する書類を添え、国会に提出してその議決を経るものとしております。

暫定予算、追加予算、修正予算についても本予算に準じます。予算の流用及び繰越については、原則として自由とし、ただ総則に定める経費の金額については郵政大臣の承認を経なければ流用若しくは繰越ができないこととしてあります。

資金につきましては、予算総則に定める限度額の範囲内において、政府及び民間に対し電信電話債券を発行し、又借入金等をなすことができることとしてあります。公社の業務に係る現金は原則として国庫に預託するのでありますが、業務上必要がある場合には政令

の定めるところにより、郵便局又は大蔵大臣の指定した金融機関を利用することができるとなつております。

又外債につきましては、財団抵当のごとき制度をとらず、元本の償還及び利子の支拂について政府の保証を受けることができないこととしたいたしました。次に利益及び欠損の処理としましては、独立採算制を確立いたしましたため、毎事業年度経営上利益を生じたときは先ず繰越欠損の補填に充て、なお残余があるときは、予算に定めるところによつて国庫に納付する場合を除くほか、これを積立金に組入れることとし、経営上欠損を生じたときは、積立金を減額して整理し、積立金の額を超過するときは欠損の繰越として整理するものとしております。

以上のように、利益金は原則として積立金に組入れますので、欠損を生じた場合には、一般会計から交付金を仰ぐということとはしないことになつております。

財産処分につきましては、電気通信幹線路その他これに準ずる重要な電気通信設備を譲渡し又は交換するには、国会の議決を要することとしたいたしました。

ため必要があると認めるときは監督上必要な命令を発することができるとしてあります。

第六章は、罰則でありまして、役員が違反行為をした場合の罰則及び公社以外のものが日本電信電話公社という文字を使用した場合の罰則を規定してあります。

第七章は雑則でありまして、この法律施行の際現に恩給法の適用を受けている公務員が引続き公社の役員又は職員となつた場合には、当分の間恩給法を適用すること、公社の役員及び職員に国家公務員共済組合法の規定を適用すること、不動産登記法、土地收用法について公社を国の機関とみなしてこれらの法令を準用すること等を規定いたしております。

以上誠に簡単であります。が、本法案の提案理由及びその内容の概略を説明申上げた次第でありまして、何とぞ十分御審議の上、速かに可決せられませうようお願いいたします。

本法案の主な内容を申し上げますと、先ず同公社の最初の経営委員会委員の指名は、これを公社の設立前に行い得ることを定めております。又その任期につきましても一齊に改選になることのないように二年、三年及び四年といましております。

次に現在の電気通信省の職員は、監督官庁等に移る者等を除き、すべてこれを公社に引継ぐこととし、これらには退職金は支給しないことになつております。

次に公社設立後の過渡的措置といしまして、公社が行うことになる業務に関する権利義務及び係属中の訴訟は、国鉄、専売の例に倣い公社が引継ぐこととしております。

又、公社の財産関係につきましましては、一般会計からの繰入金中、外国為替特別会計からの未受領の分と、警察専用電話料金の未収金に相当する約四億円を差引いて公社の債務としたほかは、国鉄、専売の例に倣つております。

公社の昭和二十七年年度の予算につきましては、国の予算としてすでに成立している関係上、公社が一応これを踏襲することとしたしました。

次は、公社設立に伴う他の法令の整理であります。従来、国営事業として国内適用のあつた電信法、電信線電話線建設條例等の電気通信関係の法律につきましましては、別途その全面的な改正法案を準備中でありましたが、間に合わないことを恐れまして、取りあへず、この法案においてこれらに必要最小限度の改正を加えることとしたしております。又他の法律で、国に對し特別又は除外例を設けていた登録税法、印紙

税法、所得税法、地方税法等につきましましては、国鉄、専売と同様本公社にも特例を設け又は除外するようにいたしております。

その他、他の法律で、電気送信省にあつた條文のうち、性質上国のみ適用すべきものにつきましましては、これを削除し、又公社に適用する必要があるものにつきましましては、これを公社と読み替へるようそれぞれ改正を加えておる次第であります。

以上誠に簡単であります。本法案の提案理由及びその内容の概略を説明申上げた次第であります。何とぞ十分御審議の上、速かに可決せられましようお願いいたします。

○委員長(鈴木恭一君) 引続き国際電信電話株式会社法案の御説明をお願いいたします。

○政府委員(平井太郎君) 只今議題となりました国際電信電話株式会社法案の提案理由を説明申し上げます。

我が国の国際電信電話事業は、その運用については国内電信電話事業と一体となつて運営により経営されて来たのであります。その設備の建設保守については電信については大正十四年日本無線電信株式会社、電話については昭和七年国際電信電話株式会社それぞれ設立され、政府の監督と保護の下にその任務を遂行して来たのであります。その後昭和十三年両会社が合併され、国際電信電話株式会社が設立され、両会社の業務を引継ぐと共に、伸長する国際電信電話事業設備の拡張保守に鋭意専心して来たのであります。終戦後昭和二十二年連合軍總司令部からの覚書により、同会社の解散が決定さ

れ、爾後国際電信電話設備の建設保守も又政府の事業として引継がれ今日に至つたのであります。

併しながら今日の国際情勢に鑑みましますと、対外的には列国間の通信電波の獲得及び通信網の拡張の熾烈な競争に伍して、自由調達なる活動を通じて我が国の対外通信の地位を大いに向上せしめねばならないこと、対内的には講和成立後の我が国自立経済確立のために貿易並びに対外報道事業に對しまして、諸外国に劣らない通信サービスを提供する必要があるものがあるためには国際間の情勢に鋭敏に反應し、経済事情の変動に強く反映される通信需要に即応し得る企業活動の自由なる機動性が強く要請されるのみならず、国際通信分野における競争相手の諸外国における通信担当者の多くが民間形態である事情にも鑑みまして、国際電信電話事業の運営を民間形態に移すと共に、その公益的特性を確保するために必要なる国の監督及び保護を與えるために、これを特殊会社とし、ここに国際電信電話株式会社法案を作成したる次第であります。

以下その内容の大略を申し上げます。本会社の株式については、その会社の性格からして記名式株式とし、これを所有し得るものとしては、政府、地方公共団体、日本国民又は日本国法人とし、日本国法人であつてもその社員、株主若しくは業務を執行する役員の数以上、資本若しくは出資の半額以上、若しくは議決権の過半数が外国人若しくは外国法人に属する法人は所有することができないものとしたのであ

り。現在国際電信電話事業の用に供せられていた設備は、これを日本電信電話公社から本会社に現物出資することによつて本法案で規定してありますが、公社が会社の株式の大部分を保有することによつて会社を支配することは、会社設立の趣旨に副わないものと考えられますので、公社は、その割当てられた株式はこれを政府に譲渡し、政府においてそれを処分して行くこととしたのであります。

本会社の社債の発行については、今後会社において相当設備の拡張を図る必要が考えられますので、商法の規定による社債発行限度の制限に特例規定を置き、資本及び準備金の総額又は最終の貸借対照表により会社に現存する純財産額のみならず少くも三倍の額まで社債発行ができることとしたのであります。なお資金調達を確保するため、社債権者の会社財産に対する担保権を認めると共に、会社の外貨債務について政府の支拂保証を受けることができる旨を規定してあります。

本会社は商法上の商會会社であります。その行方事業は国民一般の利害に密接に関係いたしますので、「社債の募集、長期借入金の借入」、「取締役及び監査役の選任及び解任、定款の変更、利益金の処分、合併並びに解散の決議」及び「毎營業年度の事業計画」並びに「重要電気通信設備の譲渡並びに担保提供」のごとき事業活動上の重要事項については、主務大臣たる郵政大臣の認可を要件とし、又監督上必要がある場合においては郵政大臣は会社に対し命令を発し、又は業務報告を徴し得ることとしたのであります。

以上の認可及び命令についての違反の行為については、罰則規定を設けております。

以上のほか附則を以て、会社設立の際の手續並びに経過措置について規定を設けておるのであります。会社の設立のためには、郵政大臣が設立委員を任命してその事務を行わしめることとし、又会社財産の大部分については日本電信電話公社が現物出資又は譲渡するものとし、この出資又は譲渡の財産の範囲については、公社と設立委員との協議により定め、協議が整わなるときは、郵政大臣の決するところによるものといたします。なお出資又は譲渡の財産の価格につきましましては、郵政省に設置せられます電気通信設備評価審議会の決定によることとし、審議会の評価に當つては、財産の時価を基準とし、国際電信電話の収益率を参酌して決定するものとしたのであります。

なお法律の施行期日は政令で定めることとしていたしております。

以上誠に簡単であります。本法案の提案理由及びその内容の要点を説明申上げた次第であります。何とぞ十分御審議の上速かに可決せられましようお願いいたします。

○委員長(鈴木恭一君) 提案せられた法律案については政府の説明を聞きしたものであります。逐條説明及び質疑は次回に譲りたいと存じますが、如何でございますか……併しこの際内容でなく、御質問があれば簡単に……

○山田節男君 国際電信電話株式会社法案についてであります。これはまあ訊けばインテリナシヨナル・テレグラフ・アンド・テレホン・カンパ

ニ一ですか、ということになるのです
が、佐藤大臣のほうにもアメリカの I
T T から、この国際電信電話株式会社
の名称について抗議を申込んである。
それで実は副会長で太平洋地域の主任
をやつておるミスター・フランリーか
ら、できればこういう国際的な業務で
ある性質から見ると I T T ということと
非常に混同されるような名称は避けて
もらいたい。こういう趣旨のプロテス
トは佐藤製作君のところに行つておる
はずであります。この法案をこうして
出されて見ると、やはり依然として困
際電信電話株式会社ということにして
あるのですが、これは申すまでもなく仕
事の性質上から言つて極めてインター
ナショナルなものである。両者の名称
から混乱が起きるといふこともこれは
明らかに予想されるのであります。こ
れを政府はどう考えているのか殆ん
どこの問題について更に検討されたあ
とが見えない。これについては政府は
どういう気持でおられるのか、一応お
考えをお聞きしたいと思います。

○説明員(榎勉君) お答えいたしま
す。実は国際電信電話株式会社という
名称をも考えたのであります。これは
は先ほど提案理由のうちに御説明があ
りましたように、過去におきましてそ
ういふ会社があつた。それで混同しな
いために国際電信電話、電氣通信を電
信電話と明らかに書いたのでございま
す。只今の I T T の問題でございま
す。成るほど英語で略しますとそうい
うことになりませんが、あちらのほうは
実際は国際電信電話で略称をいたしま
すと I T T になる。この場合勿論私
どもは同じでないほうがいいと思つて
あります。国際的に、略号だけで行き

ますと I T T というのは絶対に
すことができないといふふうには考
えていないわけでありませう。殊に仮に英
語の略号を作るとしますればそれは又
別に考えられる。日本の言葉で言いま
すれば国際電信電話株式会社というこ
とは他の法律との関係から見まして別
段その称号については支障ないとい
ふふうに考えておるわけでありませう。
そういう次第で、国際電信電話株式会
社という名称をやつておる次第であり
ます。

○山田節男君 これはもう向うの言
分としては I T T は一九二〇年からイ
ンターナショナル・テレホン・アンド・
テレグラフ・コーポレーションとい
う名称を持つておる。この今の提案理由
を見ても国際電信電話株式会社とい
うのも非常に発達を遂げて、これはま
あ創立されたのを見ると昭和十三年で
すから一九三八年だと思つてござい
ます。そうすると十八年向うが先輩になつて
いる。これは言うまでもなく国際電信
電話の仕事、ビジネスといふのはこれ
のほうでは電信電話になつてゐる。別
にテレグラフ・アンド・テレホンになつ
てゐる。併し略号で言つて I T T で
す。日本は今度独立国家になつてすべ
るの点においてやはりさういふよう
な、これはこつちで定めたいんだから
これはこつちでやるんだ、こういうこと
でやるのだからと言ふことは、これは
国際電信界に初めてデビューするにつ
いて、名称は日本で作つたのだから変
えられないといふことは、これは事業
の国際性から見るとどうも不都合じや
ないかと思つて、公平に見て……こ
れだから混同が起きるといふことはこれ

はもう明らかに見えるわけなんであり
ます。今いよいよ再編出版に當つて何
を好んでこういうことをやるか。向う
から言へば、これは佐藤大臣に對し
て、こういうような名前にしてもらつ
たらどうかといふような参考の名前
を、成るほどいい名前を向うもサゼス
トして来ておられます。こういうことは
今度独立国になつて初めて久しぶり
に国際電信電話の業界にデビューす
る場合に、さういふ混同した名前を
以て出るといふことが国策としてい
いかに思つておられます。で、さうい
うなことが積り積つて、やはり日本に對
するいふ／＼な感情といふものが悪く
なるのじやないか。ですからこれはや
はりもつと謙虚に、本當に国際に協力す
る。混乱を起さないようにするといふこ
とは、これはもう言うまでもない。電波
にしましては周波数の区別があるのと
同じように、名称においても、やはり
これは国際的に言へば成るべく混同を
避ける。これは我々日本にとつても有
利なものであります。今までの例を見
ても向うが使つておつて戦後において
いふ／＼な混乱がすでに起きて来てい
る。さういふことをやつて、又業務上
のいろいろの場合に混乱を起すとい
ふことは、これはもう過去の事実もあ
るといふことを例証している以上は、
今の榎次官のおつしやつたような気持
もわかるけれども、国際的な性質が濃
厚であるだけに僕は再検討すべきじや
ないかと思つて、やるならばさういふ法
案を審査する前に名称を変えないと審
査が進むに連れてます。これはどう
もさうもならなくなつて来る。です

ら今日提案理由を説明されたのです
が、この問題を一応考えてもらわな
ければ困るのです。これはもう明らか
に困ります。ですからこの点は今榎次官
いふようなことをおつしやるけれど
も、僕は了承しかねる。もつと国際的
にやろうといふ、而もこの趣旨によれ
ば縦横無盡に活躍しようといふのに、
さういふ混乱を来たさうな看板を掲
げることそれ自身が非常に私はこの趣
旨と矛盾するのじやないか。ですから
これについては大臣がまだお見えにな
つておられないけれども、次官、政務
次官、大臣はこれを十分一つ御検討さ
れて早急にこれを決定してもらいた
い。願わくばこれは改正されたほうが
国際道徳から言つても僕は望ましく
であると思つて、日本に從來さういつ
たものがあつたからこつちが看板は先
だといふけれども、これは歴史的に言
へば向うが一九二〇年といふことを言
つてゐる以上は、これは国際的な道徳上
から言つてもこれは再検討すべきじや
ないか、かように考へるのであります
から、できればこの名称を法の審査に
先立つて再検討してもらいたいといふ
希望を申し上げておきます。

○水橋藤作君 初めに審議をする前に
名称が問題になつたのです。どこか
らこの国際電信電話といふ名前はいか
ぬと言つて来たのか私にもさつぱりわ
からぬのと、もう一つ国際電信電話と
いふ名称が混乱を来たすといふ理由、
その他がわからなければ、我々何とも
この名前を変えて出せと言われる山田
さんの趣旨もさつぱりわけがわからな
いのです。これはどういふわけなん
ですか。

○山田節男君 榎次官、向うからの提
案です。御覽になつたでしよう。
○説明員(榎勉君) さういふ I T T の
名称の問題につきましては、実はむし
ろ我々逆を考へまして、何かアメリカ
の I T T というのは世界に勿論有名で
ありますし、何か日本の国際電信電話
会社が如何にも I T T の子会社のよう
に思われることはどうかということ
を、実はこの名称を決定する際に逆
に考へた次第であります。それで今山田
委員からの御指摘、御尤もな点も私
ども承知いたすのであります。勿論略
号といつたしましては、I T T を用
いる考へはなかつたのです。仮に略号
を用ひますれば、別に J を付けるか
、或いは何か他に略号の点を考へて見
たらといふことで、日本の言辭としま
してはそのまま用いたのであります。只
今の御意見はなお謹んで拜聴いたした
次第であります。

○新谷實三郎君 今の問題は法案審議
の前に山田委員の御意見もあつ
たようですが、もうすでに法案が提出
されてゐるのでありますから、法案審議に
當つて修正すべきものがあれば修正を
するといふことではない、これは国会法
との関係から言つても困ると思つて
す。ですから、その点については委員
長においてもさういふお取計らい願
いたい。私は一つ資料を要求したいの
です……。

○委員長(鈴木恭一君) それでは只今
の山田委員からの御質疑と申します
か、御提案と申しますか、それにつ
きましては、後刻委員長におきま
して、その進め方を考へまして、この際
この程度にいたしましてよろしうござ
いますか。

○山田節男君 ただ今、水橋委員から

案です。御覽になつたでしよう。
○説明員(榎勉君) さういふ I T T の
名称の問題につきましては、実はむし
ろ我々逆を考へまして、何かアメリカ
の I T T というのは世界に勿論有名で
ありますし、何か日本の国際電信電話
会社が如何にも I T T の子会社のよう
に思われることはどうかということ
を、実はこの名称を決定する際に逆
に考へた次第であります。それで今山田
委員からの御指摘、御尤もな点も私
ども承知いたすのであります。勿論略
号といつたしましては、I T T を用
いる考へはなかつたのです。仮に略号
を用ひますれば、別に J を付けるか
、或いは何か他に略号の点を考へて見
たらといふことで、日本の言辭としま
してはそのまま用いたのであります。只
今の御意見はなお謹んで拜聴いたした
次第であります。

も質問があつたように、この理由はあ
るわけなんです。ですから、国際電
話電信会社、国際電信電話会社と、こ
れは明らかに二つ名前がアメリカと日
本と両立するわけで、ただ字句の順序
が違ふわけですが、併しこれは
外国通信ですから全部英語でやるわけ
でありますから、その場合に日本の国
際電信電話会社というようにすればま
だ混同を避けられるのですが、ただ単
に国際電信電話と国際電話電信と、片
方はコーポレーション、片方はカンパ
ニーということになれば、これは実際
紛らわしいことは事実なんです。そ
の理由も、戦後向うさんが、現在でも
困つている点を例挙して、一つ御再考
願うということをお申込んで来ておるわ
けです。ですから、これを政府として
考へるべきじゃないかということ
私質問し、意見を申し上げたわけで、こ
れは一つ誤解のないように願いたい
と思ひます。

○新谷寛三郎君 資料の要求をした
いのですが、電波監理委員会に要求した
のは、今度の電波法の一部を改正す
る法律案、それに関連いたしました一
九四八年の海上における人命の安全の
ための国際條約、これをいざれ批准す
るつもりで、国内法をそれに合したと
いう提案理由になつておりますが、こ
こで本委員会の各委員とも恐らく一九
四八年の條約文は持つておらないだろ
うと思ふのです。この條約の日本語の
分を配付してくれることができるかと
うか。それからもう一つは、それと対
照して現行の電波法及び今度改正せ
んとする法律案の電波法の改正案、それ
を一括してこの條約との対照表を作
つて頂きたい。つまりこれは條約は最

小程度の規定であると思ひますが、ど
ういう点で條約と違つた、いわば條約
以上の規定を置いておるかということ
を詳細に知りたいのであります。その
対照表を作つて資料をお出し願ひた
い。

それから電通省に對しまして資料の
要求をいたしますが、細かい内容の問題
は更に別に資料を要求いたしますけれ
ども、取りあへず知りたいと思ひます
ことは、この公社法が成立いたしました
場合に、日本の電信電話公社の機構
が一体どうなるか。これは恐らく内部
の規定で以て定められて行くと思ふの
ですが、特に私知りたいと思ひますの
は、現在の電氣通信省の機構で我々再
三問題にしております地方の機構が
どうなるかという問題について、非常
に私は関心を持つておるのであります。
ですから、本社と言ひますか、本部と言
ひますか、中央の機構がどうである、そ
れに伴つて地方のほうはこういうよう
な機構で動かして行きたいというお考
えがあれば、それを何か一覽表のよう
なもので頂きたいのであります。この点
は特に郵政関係の現場の窓口が一体
これは二元化するのか、或いはやはり現
在のように、或いはもつとそれを強化
して窓口は一元化して行く方針で行く
のかどうか。それらの点について私は
深い関心を持つておりますので、その
点に重点を置いて表を作つて頂きた
い。この点資料の要求をしておきま
す。

○委員長(鈴木一君) ちよつと速記
をとめて。

午前十一時三十七分速記中止

午前十一時五十五分速記開始

○委員長(鈴木一君) 速記を始め
て。

本法案に関連いたしました機構の問
題が起るわけでございませう。郵政省設
置法の一部を改正する法律案、郵政省
設置法の一部改正に伴う関係法令の整
理に関する法律案、いずれも予備審査
であります。五月十日に内閣委員会
のほうに付託されております。そこで
当委員会といたしましても極めて関係
が深いのでありまして、内閣委員会に
兩法案の審査に對して合同審査を要求
いたしたいと思ひますが、如何でござ
いませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(鈴木一君) 御異議がない
と認めます。それでは委員長におきま
して内閣委員長と打合せて適當の日を
決定して、合同審査をいたすことに
いたします。

○委員長(鈴木一君) 次に日本電信
電話公社法案及び国際電信電話株式會
社法案は極めて重要な法案であります
ので、公聴会を開きたいと存じま
す。その期日は二十七日頃が適當と存
じます。如何でございませう。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(鈴木一君) 御異議がなけ
ればさよう決定いたします。そこで公
聴会に出席をお願いする人でありま
すが、各委員より御希望のかたの申出
を受けまして、委員長、理事において
決定して進めたいと思ひますが、如何
でございませう。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(鈴木一君) 御異議がない
と認めます。さよう決定いたします。

谷委員からお話もございましたが、物
品税法の問題につきまして、大蔵省の
主税局の税制課長がお見えになつてお
ります。この際御質問をお願いいたし
ます。

○小笠原三男君 その前に、この本
日提案になりました関係法案につい
て、専門員室に私素人ですからお願い
しておきたい。専門のいろ／＼な機關
雜誌に発表せられてゐる関係法案に對
する問題点、その他世論等についての
賛否の兩論等を収録して、問題点を明
らかにして出して頂きたい、以上お願
いたします。

○委員長(鈴木一君) 承知いたしま
した。

○新谷寛三郎君 税制課長にお伺ひ
いたしますが、この問題は前の國會で
も、主税局長に来てもらつてお話があ
つた問題であります。先般大蔵委員會
でこれに関する諸願を採択いたしました。本
院でも採択いたしましたわけでありま
す。政府のほうでは今の物品税法の全面的
な改正を考へておられるようでありま
す。併しこの前に申し上げたように、
我々は國民一般が相當程度の高、ス
ピー程度を受信機を以て、そうして
今日始まつておる民間放送なんかもこ
れは十分に開けるように、又その間
に通信等の問題が起らないようにとい
うことで努力をして来たのであります
が、今日物品税法の全体の体系を見
ますとどこに相當でございませうか、
す。例へば冷蔵庫や自転車とか、
ミシンといふものに対しては物品税は
課してないものがあります。これは多
分生活必需品だということでありま
す。併し生活必需品ということをどう
定義するかは別として、今日の國民と

ラジオとの繋がりから言ひますと、
ラジオ受信機というものは自転車とか
或いは冷蔵庫、アイロンというよう
なもの以上に生活必需品と見て然るべき
であらう。殊に文化國家として、文化
國家を標榜しておる日本としては、國
民全体が公共であると民間であると
を問はず、とにかく電波が、放送が聞
けるということが必要なことなので
あつて、ラジオ受信機に對しまして
は物品税を免稅するのが當然だと考へ
ておるのであります。調査いたしま
したところが大体五億程度の稅收が
予定されておりますけれども、この程
度の稅收は自然増収とか、いろ／＼の
財政上の措置によつて私は賄えるのじ
やないかと考へるのであります。大
蔵當局はこのラジオ受信機及びこの主
要部分品について免稅をする考へがあ
るのかないのか。又法律を改正しない
でも政令で以て大体その目的を達し得
るような方法はあるわけですか。そうい
う措置を考慮しておられるのかおられ
ないのか、或いは今後考慮されよう
という考へがあるかどうかをお聞きし
たいのであります。我々は実は本委員
會において最後の結論は出しておりま
せんが、物品税法の改正案を準備いた
してあります。大蔵當局の態度により
ましては、これは場合によつて議員提
案でもしなければならぬかとも思ふの
であります。今申し上げた点について
大蔵當局の率直な御見解を述べて頂
きたいと思ふのであります。

○政府委員(泉美之松君) お尋ねの点
について申し上げます。先ず第一点の物
品税法を改正して、ラジオ聴取機に對
する物品税を免稅する意思があるかと
うかということでございますが、この点

○委員長(鈴木一君) 次にこの前新

ざいすので、一週間で内ということになりますと確答いたしかねますが、できるだけ早い機会に我々の研究の結果を御連絡申上げたいと考えております。

○新谷實三郎君 御相談申上げるときに参考になりますから申上げておきますが、私たちの主張しておりますのはスパー以下を免税してもらいたい、こういうことなんです。それで例えば電

蓄であるとか、オールウェイズというやうなものは、これは将来は別として今の段階ではそこまでの必要はないと私は考えております。スパーでありまして大体一万二、三千円から五、六千円が市価でございます。その辺まで引

上げれば大体いいのではないかと思えます。なぜスパーが必要かと言いますと、例えばちよつと申上げました

が、一つの地区で民間の放送会社も相当やっております。NHKの電波に、悪い受信機であるとしても一緒に入つて来たり……それから日本全国の

国民が放送を聞けるというのが放送法の建前なんですから、その点から言う

とあちらこちらに中継所をこしらえたり、送信所を作るわけです。これはもう非常に経費がかかるばかりで、それで聴取し得る者がどれほど殖えるかというところが非常に少ないと思えます。だから

むしろこれを普及させるには、スパーをちゃんと普及して行けばさういふ点も相当カバーできるということ

以上で、スパー以下というものは一%かせいふ二%しかない。日本が文明国としては一番この点に遅れておる。この点をこれから改善しようという際でありますから、特にその点はある方も考えに入れて、内部で稟議をして、その結果を成るべく早く持つて来て頂きたい。それによつて我々の態度をきめたいと思つております。

○水橋藤作君 一つ二つお伺いしたいのですが、今、新谷委員から詳しく言われたから私重複を避けませんが、ただ一点お伺いしたいのですが、私の見解が違いますかどうか、自転車とか

アイロン、或いはミシン等は、それを持つておることによつて相当利益を得る一つの器具と考えられるので、或いはこれは課税することも止むを得ない

じやないかというふうな我々素人考えです。そこで先ほどのお話では、又十分

信機の要するに一般大衆向きのものは、これはあなたも認めておられる通り、もう新聞と同じであるばかりでな

く、文化的又経済的、いろいろ日本に欠くべからざる生活必需品であるとい

うこともお認めになつておられると思つて。そこで先ほどのお話では、又十分検討もして見ると言われるのですが、この問題はもう相当古くから論議されておる問題のみならず、まだ検討されておられ、又現在の段階でも、この前

て研究して頂きたい。これをお願いしておくわけなんです、その中で我々の考えている考え方とはどういふ点が違ふかという御説明を願いたい。私は先ほど申しました通り、自転車とか、或いはアイロンのようなものは、それを持つておることによつて利潤を得る役割を相当果たしておるので、さうい

う方面には我々は或る程度まで課税するも止むを得ないじやないかというふうなまあ素人考えで考えておるので

すが、これに対しての見解はどういふふうな考えておられるか、一応御説明を願いたいと思つております。

○政府委員(泉美之松君) まあ自転車、それからミシン、アイロン、さうい

つたものにつきましては、勿論これを持つておることによりまして、便益を受けますことはこれは申すまでもない

のでございます。併し何と言いましても、家庭生活を営む上におきましては

アイロンとかそれからミシンとかいふものは必需品であることは言うまでもないのではありません、又ミシンとか自転車につきましては、地方税が課税になつておるような事情もござい

ます。物産税といつたしましては、これを課税しないといつたことにはいたしておるのでござい

ます。又ラジオにつきましても、これは成るほど先ほどお話しもござい

ましたように、それが相当最近の段階におきましては、国民大衆に広く行き渡

りまして、新聞と同様の役割をいたしておりまして、私ども認めるのでござ

いまして、やはりその中に娯楽的な機

関としての色彩がある従ひまして純粋

の意味の生活必需品というふうには認めがたいのであります。蓋音機やその部分品につきましては、現在三割の課

税をいたしておるのでございますが、ラジオはそれと見ますれば、その娯楽的機関としての色彩が非常に弱いことになりまして、税率もまあ一〇%に、最低の税率にいたしておるとい

うな事情があるのでございまして、この点につきましてはいろいろ問題があつたのでござい

ますが、私どもとしましては、法律を以て、ラジオの全部につきまして、ラジオ聴取機の全

部につきましては、非課税とするという

ことは考えておらないのでござい

ます。ただ免税点を設けまして、先ほどお話しがありましたように比較的安いラ

ジオ聴取機に対しまして、これを免税するかどうかということにつきましては、最近……まあ昨年決定いたしました

当時は、まあできれば贅沢品に対して課税をいたしまして、その奢侈的性質のものを使用を、消費を禁止するとい

うような理由で昭和十三年に起されたものでござい

ますが、その後戦時中財政需要が増大いたしまして、非常な広

範囲なものに亘りまして課税をするよ

うになりました、必ずしも奢侈的なものでなく、相当実用品のものにまで

課税が及ぶことになつたのでござい

ます。終戦後財政状況も余りよくなかつたのでござい

財政収入を得たいためにこの娯楽的機関であるという名目を以て課税をするというのか、そこがどうもはつきりしない。もう少し端的に御答弁を願いたい。

○政府委員(泉美之松君) これは申上げるまでもなく、すべての税は財政収入を上げることを目的としたしてあるのでございます。問題は如何なる手段によつて財政収入を上げるかということにあるわけでございまして、財政収入の点からいたしまして、先ほどもお話がありましたように、ラジオ聴取機及びその部分品は、百六十億の物品税収入のうち、六億を占めております。それ一つの物品といたしましては、かなり大きな税収を上げておりますので、これを免税するという心配しておることは言うまでもないのでございますが、今お話は、ラジオ聴取機に対してなぜ課税するかということでございます。それはやはり娯楽的色彩のものがあるから課税するのだということをお上げたわけでございます。

○小笠原三男君 五億というものが国家財政収入として重要であるということはおそらくも適当でない。脱税とか或いはその他の問題において、滞納とかいうものにおいても相当高額のものがあつた。物品税の百六十億というものの五、六億程度が高額で絶対必要であるというふうには考えられない。ただそれ寄りかかつておるところは、娯楽的であるという名目でこれに寄りかかつておるでしょうが、少くとも新谷委員の御質問にあつたように、法律的には一応課税対象となつておつ

ても、政令等において標準的なラジオ聴取機以下のものについては免税にする、高級な奢侈的なそういうようなものだけは課税するとか、そういう考慮があつてこそ、私はこういうもの普及徹底というふうなことができるのじやないか。財政上の理由というものはバランスをとつて考えるならば、もつと考慮をされていい部分があるのじやないか。そういう気持があるから御質問しておるわけなんです。先ほどの御答弁のように、そういう点については今後考究して何らかの結論を得るといふような積極的な意思が財政当局にあるのですか。

○政府委員(泉美之松君) ラジオ聴取機だけについて申上げますれば、先ほど申上げました通り五億の減収であります。第一種の商品六十九、第二種の商品三つというものを合せたもので収入が百六十億余りになつておるのでございまして、一つ／＼をとりますと、成るほど五億とか、或いは一億に足りないものもあるのですが、ラジオ聴取機だけが現在の問題になつておるのではないのであります。そのほかの物品につきましてもいろいろ御要望が多いのでございまして、そこで一つラジオ聴取機だけで改正が片付けばまだ減収はさしたことはないのではありませんが、ちよつと手をつけかけますと、五、六十億の財源はすくなく食われてしまふというふうな状況にあるから、私どももいたしましては物品税の改正はなか／＼できたいというふうな考えでおるのでございまして。ただ先ほど申上げましたように、物品税の免税点を設けて、余り小さなものに対して

まで課税いたしました、徴税し上る／＼困難を起すよりは、そういうつたものにつきましては、免税を回つたほうがよろしいので免税の制度を設けておるわけでありまして。その免税の制度につきましては、又物価の関係、或いは生産費の関係などが変わつて来て参りましたので、そういう点を十分考慮し再検討したい、できれば改正を行いたい。かように考えておるのでござい

○小笠原三男君 私の申上げておる基本は、ラジオ聴取機等においては今日において大衆課税である、そう考えておるのが、根本の私の質問する要点なんです。今国税収入において年度年度において、税率がどうであろうと増収になつておることは間違いないのです。何百億という増収のあることは、その都度報告がある。そうしたら、この五、六億なり、或いは百六十億なりという物品税、大体大部分は大衆課税です。こういう点について十分考慮が拂えないものかということも、私の申上げた点なんでありまして。結局ラジオの聴取機ということに関してだけ話しておるようになつて、あなたのほうでそういうふうな反駁になつたけれども、私はちつともかまわない。併し理由がもつと正確でなければならぬと思ふ。物品税があなただがおつしやるように、戦争前になぜかけられたか、戦争中なぜ高率なものになつたか、それがなぜこういうふうな温存されておるか、そういうことを考えると、その都度々々適当な理由を付けているといふことは否定できないと思ふ。大本でもう少しこの点を考えられて、ラジオだけがそうできないというなら、その他

の部分についても総合的にもう少し検討を加えられて、そうして殊に所得税或いは法人税等の増収分と見合つて、その点の減税を考慮されたいか。そういう点を考慮して欲しい。こういう希望を以て申上げておるのです。

○政府委員(泉美之松君) その点は一審最初申上げたように、今国会におきましてはすでに予算も通つたことでございますので、現在の財政状況からいたしまして、最も負担の重いと思われまます所得税についてだけ軽減を行いまして、その他の税につきましては軽減を行わないというのを財政方針の基本方針といたしまして取りましたので、今国会におきまして物品税をお話のように全面的に再検討いたしました。改正を行うということは考えておらないのでございまして。物品税はいつまでもそういう形で置いておくというつもりは勿論ございせんので、将来の状況に依りまして、それ／＼再検討はいたしたいと思つておる。ただ免税の点につきましては、先ほども繰返して申上げたような事情にありまして、この点を十分検討して行きたい、かように考えておるのであります。

○委員(鈴木一君) この際電報監理委員長から発言を求めておられますが……

○委員(鈴木一君) この際電報監理委員長から発言を求めておられますが……

○委員(鈴木一君) 速記を始めて下さい。網島委員長から発言を求めておられますが、これは次回に譲りまして、本日はこれで散会いたします。

午後零時三十七分散会

五月二日本委員会に左の事件を付託された。
一、テレビジョン放送実施に関する陳情(第九九四号)
一、ラジオ等の受信障害防止に関する陳情(第一〇〇一号)

第九九四号 昭和二十七年四月二十二日受理
テレビジョン放送実施に関する陳情
陳情者 京都府総務部市議會議長 村上義信

第一〇〇一号 昭和二十七年四月二十二日受理
ラジオ等の受信障害防止に関する陳情
陳情者 東京都文京区湯島六ノ二 一関東地方受信障害対策協議会内 鈴木慶三

最近、一般電気機器および電力施設の普及発達に伴い、これ等の発する電氣雑音が、ラジオや無線受信機に多大の障害を與えているが、とりわけ関東地方における受信障害発生件数は、増加の一途にあるから、これら障害の発生が、電気機器等の製造業者が雑音発生予防措置を講じていない点にあることを考慮して、すみやかに受信障害防止のために必要な立法措置を講ぜられたいとの陳情。

四月二十六日日本委員会に左の事件を付託された。

一、福島県高平郵便局の電信電話取扱事務開始に関する請願（第一七四六号）

一、岐阜県高山、鳩谷電信電話線中一部存置に関する請願（第一七九七号）

一、テレビジョン放送実施に関する陳情（第九四五号）

一、関西にテレビジョン実験放送実施の陳情（第九四六号）

第一七四六号 昭和二十七年四月十五日受理
福島県高平郵便局の電信電話取扱事務開始に関する請願

請願者 福島県相馬郡高平村 木橋要人外四百六十四名

紹介議員 鈴木 直人君

郵政および電気通信の両事業は、車の両輪の如きもので国民の日常生活に密接不離な関係を持つてゐる。しかるに福島県高平郵便局は、同村の中央に位置し、村役場、学校、農業協同組合、駐在所等に隣接して村民の用務に多大の便利をもたらしているが、電信電話の取扱がないため、同村の通信機能は極めて不健全な状態にあるから、同局に電信電話の取扱事務をすみやかに開始せられたいとの請願。

第一七九七号 昭和二十七年四月十七日受理
岐阜県高山、鳩谷電信電話線中一部存置に関する請願

請願者 岐阜県大野郡白川村 長 東馬武雄外一名

紹介議員 古池 信三君

岐阜県白川村鳩谷郵便局より同村尾神間に至る電信電話線は、関西電力株式会社の社用電話線に添加して新設された電気通信省高山、鳩谷線の施設によつて不用となつたが、同村にはいままなお話のない部落が多く、しかも山峽に点在する部落相互間の連絡や、火災、水害、急病発生等の際はもとより、他村との行政事務連絡等は極めて不健全な状況にあるから、同地方住民の通信用として右不用電話線を存置せられたいとの請願。

第九四五号 昭和二十七年四月十五日受理
テレビジョン放送実施に関する陳情（二通）

陳情者 秋田市大町三ノ二五社団法人秋田商工会議所会頭 佐々木惣一郎外一名

テレビジョン放送の運営いかんは視聴覚同時に訴えるだけにその影響力は多大であるから、公共放送として秋田県においても、その実現を図られたいとの陳情。

第九四六号 昭和二十七年四月十五日受理
関西にテレビジョン実験放送実施の陳情

陳情者 京都市東山区四條通祇園町北側京都ラジオオリグ協同組合理事長 大島清雅

ラジオ業者は、ラジオと同一系統にあるテレビジョンについても、その製作、販売、修理等を研究中であるが、関西地方には、いまだに試験電波が放射されていないため、同地方のテレビジョン研究に多大の支障をきたしているから、一日も早く関西地方のテレビジョン実験放送を実現せられたいとの陳情。

五月十日予備審査のため、本委員会に左の事件を附託された。

一、日本電信電話公社法案

一、日本電信電話公社法施行法案

一、国際電信電話株式会社法案

一、電波法の一部を改正する法律案

日本電信電話公社法案

目次
第一章 総則（第一條―第八條）
第二章 経営委員会（第九條―第十八條）
第三章 役員及び職員（第十九條―第三十六條）
第四章 財務及び会計（第三十七條―第七十六條）
第五章 監督（第七十七條―第七十八條）
第六章 罰則（第七十九條―第八十條）
第七章 雑則（第八十一條―第八十八條）
附則
第一章 総則
（目的）
第一條 公衆電気通信事業の合理的且つ能率的な経営の体制を確立し、公衆電気通信設備の整備及び拡充を促進し、並びに電気通信による国民の利便を確保することによつて、公共の福祉を増進することを目的として、ここに日本電信電話公社を設立する。

（法人格）
第二條 日本電信電話公社（以下「公社」という）は、法人とする。

（業務）
第三條 公社は、公衆電気通信業務及びこれに附帯する業務その他第一條に規定する目的を達成するために必要な業務を行う。

2 公社は、前項の業務の円滑な遂行に妨げのない限り、委託により、左の業務を行うことができる。

一 電気通信設備の設置及び保存
二 電気通信用の機械、器具その他の物品の調達、保管、修理、加工及び検査
三 電気通信技術に関する実用化研究及び基礎的研究
四 電気通信業務に従事する者の訓練

（事務所）
第四條 公社は、主たる事務所を東京都に置く。

2 公社は、郵政大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（資本金）
第五條 公社の資本金は、この法律の施行の際における電気通信事業特別会計の資産の価額から負債の金額を控除した残額に相当する額とし、政府が全額を出資するものとする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公社に追加して出資することができる。

（登記）
第六條 公社は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）
第七條 公社でない者は、その名称中に日本電信電話公社という文字又はこれに類似する文字を用いてはならない。

（民法の準用）
第八條 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四條（法人の不法行為能力）、第五十條（法人の住所）及び第五十四條（代表権の制限）の規定は、公社に準用する。

（設置）
第九條 公社に、経営委員会を置く。

（権限）
第十條 経営委員会は、公社の業務の運営に関する重要事項を決定する機関とする。

2 左の事項は、経営委員会の議決を経なければならない。

一 予算、事業計画及び資金計画
二 決算
三 長期借入金及び一時借入金の借入並びに電信電話債券の発行
四 長期借入金及び電信電話債券の償還計画
五 その他経営委員会が特に必要と認めた事項

（組織）
第十一條 経営委員会は、委員三人及び職務上当然就任する特別委員（以下単に「特別委員」という。）二人をもつて組織する。

第九 九

2 経営委員会に委員長一人を置き、委員の互選により選任する。
3 委員長は、経営委員会の会務を総理する。
4 経営委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

(委員の任命)
第十二条 委員は、両議院の同意を得て、内閣が任命する。
2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣は、前項の規定にかかわらず、両議院の同意を得ないで委員を任命することができる。この場合においては、任命後の最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならぬ。

3 左の各号の一に該当する者は、委員となることができない。
一 国務大臣、国会議員、政府職員(国家人事委員会が指定する非常勤の者を除く)又は地方公共団体の議会の議員
二 政党の役員
三 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて公社と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)

四 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権

又は支配力を有する者を含む)。
五 公社の役員又は職員
(委員の任期)
第十三条 委員の任期は、四年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間在任する。
2 委員は、再任されることができ

る。
(委員の罷免)
第十四条 内閣は、第十二条第二項後段の両議院の事後の承認を得られないとき、又は委員が同条第三項各号の一に該当するに至つたときは、その委員を罷免しなければならない。

第十五条 内閣は、委員が左の各号の一に該当するとき、その他委員が委員たるに適しなと認めるときは、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。
一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
二 職務上の義務違反があると

き。
(委員の報酬)
第十六条 委員は、報酬を受けない。但し、旅費その他業務の遂行に伴う実費を受けるものとする。
(議決の方法)
第十七条 経営委員会は、委員長又は第十一條第四項に規定する委員長を代理する者及び二人以上の委員又は特別委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

第十八条 経営委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。
3 経営委員会は、理事又は公社の

職員をその会議に出席させて、必要な説明を求めることができる。
(公務員たる性質)
第十八条 委員は、罰則の適当に關しては、法令により公務に従事する者とみなす。
第三章 役員及び職員

(役員の種類)
第十九条 公社に、役員として、總裁、副總裁各一人及び理事五人以上を置く。
(役員の種類及び権限)
第二十条 總裁は、公社を代表し、その業務を総理する。
2 副總裁は、總裁を補佐して公社の業務を執行し、總裁に事故があるときはその職務を代理し、總裁が欠員の場合はその職務を行う。

3 總裁及び副總裁は、第十一條第一項に規定する経営委員会の特別委員とする。
4 理事は、總裁が定めるところにより、總裁及び副總裁を補佐して公社の業務を執行し、總裁及び副總裁に事故があるときはその職務を代理し、總裁及び副總裁が欠員の場合はその職務を行う。
(役員任命及び任期)
第二十一条 總裁及び副總裁は、内閣が任命する。

2 理事は、總裁が任命する。
3 總裁及び副總裁の任期は、四年とし、理事の任期は、二年とする。
4 役員は、再任されることができ

る。
(役員欠格事項)
第二十二条 第十二條第三項第一号から第四号までの一に該当する者

は、役員となることができない。
(役員の種類)
第二十三条 内閣は、總裁又は副總裁が第十二條第三項第一号から第四号までの一に該当するに至つたときは、これを罷免しなければならない。

2 總裁は、理事が第十二條第三項第一号から第四号までの一に該当するに至つたときは、これを罷免しなければならない。
第二十四条 内閣は、總裁又は副總裁が第十五條各号の一に該当するときは、その他總裁又は副總裁が總裁又は副總裁たるに適しなと認めるときは、これを罷免することができる。

2 總裁は、理事が第十五條各号の一に該当するとき、その他理事が理事たるに適しなと認めるときは、これを罷免することができる。
(役員兼職禁止)
第二十五条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。但し、郵政大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)
第二十六条 公社と總裁との利益が相反する事項については、總裁は、代表権を有しない。この場合においては、経営委員会は、副總裁又は理事のうちから、公社を代表する者を選任しなければならぬ。
(代理人の選任)
第二十七条 總裁は、副總裁、理事又は公社の職員のうちから、公社

の業務の一部に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。
(職員の地位及び資格)
第二十八条 この法律において公社の職員とは、公共企業体労働關係法(昭和三十三年法律第二百五十七号)第二條第二項に規定する者をいう。

2 第十二條第三項第一号に該当する者(町村の議会の議員である者を除く)は、職員であることができない。
(任用の基準)
第二十九条 職員の任用は、その者の受験成績、勤務成績又はその他の能力の実証に基いて行う。

(給與)
第三十条 職員の給與は、その職務の内容と責任に應ずるものであり、且つ、職員が充てられた能率が考慮されるものでなければならぬ。
2 前項の給與は、国家公務員及び民間事業の従業者の給與その他の事情を考慮して定めなければならない。

(降職及び免職)
第三十一条 職員は、左の各号の一に該当する場合を除き、その意に反して、降職され、又は免職されることがない。
一 勤務成績がよくないとき。
二 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
三 その他その職務に必要な適格性を欠くとき。

四 業務量の減少その他経営上やむを得ない事由が生じたとき。

(休職)

第三十二條 職員は、左の各号の一に該当する場合を除き、その意に反して、休職にされることがない。

- 一 心身の故障のため長期の休養を要するとき。
- 二 刑事事件に関し起訴されたとき。

2 職員が前項第一号の規定に該当して休職にされた場合における休職の期間は、公務上負傷し、又は疾病にかかり、同号の規定に該当して休職にされた場合を除き、三年をこえない範囲内において、休養を要する程度に応じ、総裁が定める。休職の期間中その職員についてその故障が消滅したときは、総裁は、すみやかにその者を復職させなければならない。

3 第一項第二号の規定による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する期間とする。

4 休職者は、職員としての身分を保有するが、その職務に従事しない。

5 職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり、第一項第一号の規定に該当して休職にされた場合においては、その休職の期間中これに給与の全額を支給する。

6 職員が結核性疾患にかかり、第一項第一号の規定に該当して休職にされた場合においては、前項に規定する場合を除き、その休職の期間が満二年に達するまでは、これに俸給、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給することができる。

7 職員が結核性疾患以外の心身の故障により、第一項第一号の規定に該当して休職にされた場合においては、第五項に規定する場合を除き、その休職の期間が満一年に達するまでは、これに俸給、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給することができる。

8 職員が第一項第二号の規定に該当して休職にされた場合においては、その休職の期間中、俸給、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の六十以内を支給することができる。

9 休職者には、本條に規定するものを除き、給与を支給しない。
(懲戒)
第三十三條 総裁は、職員が左の各号の一に該当するときは、これに対し、懲戒処分として免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

一 この法律又は公社が定める業務上の規定に違反したとき。
二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。
2 停職の期間は、一月以上一年以下とする。
3 停職者は、職員としての身分を保有するが、その職務に従事しない。停職者は、その停職の期間中俸給の三分の一を受ける。
4 減給は、一月以上一年以下の間俸給の十分の一以下を減ずる。
(職務の基準)
第三十四條 職員は、その職務を遂行するについて、誠実に法令及び公社が定める業務上の規程に従わなければならない。

2 職員は、全力を挙げてその職務の遂行に専念しなければならない。但し、公共企業体労働関係法第七條の規定によりもつぱら職員組合の事務に従事する者については、この限りでない。
(準用規定)
第三十五條 第十八條の規定は、役員及び職員に準用する。
(公共企業体労働関係法の適用)
第三十六條 公社の職員の労働関係については、公共企業体労働関係法の定めるところによる。
第四章 財務及び会計

第三十七條 公社の財務及び会計に關しては、この章の定めるところによる。
(事業年度)
第三十八條 公社の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。
(経理原則)
第三十九條 公社の財務及び会計に關しては、財産の増減及び異動をその發生の事業に基いて経理するものとする。
(予算の弾力性)
第四十條 公社の予算には、その事業を企業的に經營することができようように、需要の急激な増加、経済事情の変動その他予測することができない事態に應ずることができ、弾力性を與へるものとする。
(予算の作成及び提出)
第四十一條 公社は、毎事業年度の

予算を作成し、これに当該事業年度の事業計画、資金計画その他予算の参考となる事項に關する書類を添え、郵政大臣に提出しなければならない。

2 郵政大臣は、前項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して適當であると認めたとときは、大蔵大臣に送付しなければならない。

3 大蔵大臣は、前項の規定により予算の送付を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、關議の決定を経なければならぬ。

4 内閣は、前項の決定をしたときは、その予算を、国の予算とともに、国会に提出しなければならない。

5 前項の予算には、第一項に規定する添附書類を附するものとする。

6 第一項の予算の作成及び提出の手続は、大蔵大臣が郵政大臣と協議して定める。
(予算の内容及び)
第四十二條 公社の予算は、予算総則、収入支出予算、継続費及び債務負担行為とする。

(予算総則)
第四十三條 予算総則には、収入支出予算、継続費及び債務負担行為に關する總括的規定(予算に與へられる第四十條に規定する弾力性の範圍を定める規定を含む)を設ける外、左の事項に關する規定を設けるものとする。

一 第四十七條第二項の規定による債務負担行為の限度額

二 第五十三條第二項の規定による経費の指定

三 第五十四條第一項但書の規定による経費の指定

四 第六十一條第一項に規定する国庫納付に關する事項

五 長期借入金、一時借入金及び電信電話債券の限度額

六 役員及び職員に對して支給する給与の總額

七 その他予算の実施に關し必要な事項
(収入支出予算)
第四十四條 収入支出予算は、勘定の別に区分し、勘定ごとに、收入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて更に区分する。

(予備費)
第四十五條 災害の復旧その他避けることができない事由により支出予算の不足を補うため、公社の予算に予備費を設けることができる。
(繰越費)
第四十六條 公社は、工事又は製造であつて、その完成に事業年度を要するものについて、特に必要があるときは、経費の總額及び年割額を定め、あらかじめ予算をもつて国会の議決を経て、その議決するところに従い、教事業年度にわたつて支出することができる。
(債務負担行為)
第四十七條 公社は、法律に基くもの又は支出予算の金額若しくは継続費の總額の範圍内におけるもの外、債務負担行為をするには、あらかじめ予算をもつて国会の議決を経なければならない。

一 第四十七條第二項の規定による債務負担行為の限度額

2 公社は、前項に規定するもの外、災害の復旧その他緊急の必要があるときは、毎事業年度、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内において、債務負担行為をすることが出来る。

(予算の議決)

第四十八條 予算の国会の議決に關しては、国の予算の議決の例による。

第四十九條 政府は、公社の予算が成立したときは、直ちにその旨を公社に通知しなければならない。

2 公社は、前項の規定による通知を受けた後でなければ、予算を実施することが出来ない。

3 政府は、第一項の規定により公社に通知したときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。

(追加予算)

第五十條 公社は、予算作成後に生じた避けることができない事由により必要がある場合に限り、追加予算を作成し、これに当該予算に係る事業計画、資金計画その他当該予算の参考となる事項に關する書類を添え、郵政大臣に提出することが出来る。

2 第四十一條第二項から第六項までの規定は、前項の規定による追加予算に準用する。

(予算の修正)

第五十一條 公社は、前條第一項の場合を除く外、予算の成立後に生じた事由に基いて既に成立した予算に変更を加える必要があるときは、予算を修正し、これに当該予算に係る事業計画、資金計画その

他当該予算の参考となる事項に關する書類を添え、郵政大臣に提出することが出来る。

2 第四十一條第二項から第六項までの規定は、前項の規定による予算の修正に準用する。

(暫定予算)

第五十二條 公社は、必要に依じて、一事業年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成し、これに当該予算に係る事業計画、資金計画その他当該予算の参考となる事項に關する書類を添え、郵政大臣に提出することが出来る。

2 第四十一條第二項から第六項までの規定は、前項の規定による暫定予算に準用する。

3 暫定予算は、当該事業年度の予算が成立したときは、失効するものとし、暫定予算に基く支出又はこれに基く債務の負担があるときは、これを当該事業年度の予算に基いてしたものとなす。

(予算の流用)

第五十三條 公社は、予算については、当該予算に定める目的の外に使用してはならない。但し予算の実施上適当且つ必要であるときは、第四十四條の規定による区分にかかわらず、彼此流用することが出来る。

2 公社は、予算で指定する経費の金額については、郵政大臣の承認を受けなければ、前項但書の規定によりこれを他に流用することが出来ない。

(予算の繰越)

第五十四條 公社は、予算の実施上特に必要であるときは、支出予算

の経費の金額のうち、当該事業年度内に支出を終らなかつたものを、翌事業年度に繰り越して使用することが出来る。但し、予算で指定する経費の金額については、あらかじめ郵政大臣の承認を受けなければならない。

2 公社は、継続費の毎事業年度の年割額に係る支出予算の経費の金額のうち、当該事業年度内に支出を終らなかつたものを、継続費に係る工事又は製造の完成年度まで、通次繰り越して使用することが出来る。

3 公社は、前二項の規定による繰越をしたときは、事項ごとにその金額を明らかにして、郵政大臣、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

第五十五條 公社は、国会の議決を経た予算に基いて、四半期ごとに資金計画を定め、郵政大臣、大蔵大臣及び会計検査院に提出しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

2 大蔵大臣は、前項の規定により提出された資金計画が国の資金の状況により実施することができないと認めるときは、その実施することが出来る限度を、郵政大臣を経て公社に通知しなければならない。

3 公社は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に基いて資金計画を変更しなければならない。

(収入支出等の報告)

第五十六條 公社は、政令で定める

ところにより、債務負担行為により負担した債務の金額並びに収入し、及び支出した金額を、毎月、郵政大臣、大蔵大臣及び会計検査院に報告しなければならない。

(決算)

第五十七條 公社は、毎事業年度の決算を翌年度六月三十日までに完了しなければならない。

第五十八條 公社は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、決算完結後一月以内に郵政大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 公社は、前項の規定により郵政大臣の承認を受けたときは、その財務諸表を公告しなければならない。

第五十九條 公社は、毎事業年度、予算の区分に従いその実施の結果を明らかにした報告書を作成し、前條第一項の規定により郵政大臣の承認を受けた当該事業年度の財務諸表とともに、郵政大臣を経て大蔵大臣に提出しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定により報告書及び財務諸表(以下「決算書類」という。)の提出を受けたときは、これを内閣に送付しなければならない。

3 第一項に規定する報告書の形式及び内容は、政令で定める。

第六十條 内閣は、前條第二項の規定により公社の決算書類の送付を受けたときは、翌事業年度の十一月三十日までにこれを会計検査院に送付しなければならない。

2 内閣は、会計検査院の検査を経た公社の決算書類を、国の歳入歳出の決算とともに、国会に提出しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第六十一條 公社は、毎事業年度、経営上利益を生じた場合において、前事業年度から繰り越した損失の補てんに充て、なお残余があるときは、その残余の額は、あらかじめ予算で定めるところにより国庫に納付すべき場合におけるその納付額を控除し、積立金として整理しなければならない。

2 公社は、毎事業年度、経営上損失を生じた場合において、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足の額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

第六十二條 公社は、郵政大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは一時借入金をし、又は電信電話債券を発行することが出来る。

2 前項の規定による長期借入金、一時借入金及び電信電話債券の限度額については、予算をもつて国会の議決を経なければならない。

3 第一項の規定による一時借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。但し、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、郵政大臣の認可を受けて、これを借り換えることが出来る。

4 前項但書の規定により借り換えした一時借入金は、一年以内に償還しなければならない。

5 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三條の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、第一項の規定による長期借入金及び電信電話債券のうち、外貨で支拂われるものについて、保証契約をすることができる。

第六十三條 公社は、国会の議決を経た長期借入金又は電信電話債券の限度額のうち、当該事業年度において借入又は発行をしなかつた金額があるときは、当該金額を限度として、支出予算の繰越額及び前事業年度から持ち越した未拂金の金額の範囲内で、翌事業年度において、長期借入金をし、又は電信電話債券を発行することができる。

(政府からの貸付等)
第六十四條 政府は、公社に対し、長期若しくは一時の資金の貸付をし、又は電信電話債券の引受をすることができる。

(国庫余剰金の一時使用)
第六十五條 政府は、前條の一時の資金の貸付に代えて、当該事業年度内に限り、国庫余剰金を公社に一時使用させることができる。

2 前項の規定により一時使用させる金額については、大蔵大臣の定めるところにより、相当の利子を附するものとする。

(償還計画)
第六十六條 公社は、毎事業年度、長期借入金及び電信電話債券の償還計画をたてて、郵政大臣の承認を受けなければならない。

(現金の取扱)
第六十七條 公社は、業務に係る現金を国庫に預託しなければならない。但し、業務上必要があるときは、政令で定めるところにより、郵便局又は銀行その他大蔵大臣が指定する金融機関に預け入れることができる。

2 前項本文の規定により国庫に預託する金額については、大蔵大臣の定めるところにより、相当の利子を附するものとする。

(財産の処分制限)
第六十八條 公社が電気通信幹線路及びこれに準ずる重要な電気通信設備を譲渡し、又は交換しようとするときは、国会の議決を経なければならない。

(会計職員)
第六十九條 総裁により契約を締結する職員として任命された者は、契約の締結に關し、総裁により現金の出納を命令する職員として任命された者は、債務者に対する支拂の請求に關し、総裁により現金の出納をする職員として任命された者（以下「現金出納職員」という。）は、現金の支拂及び受領に關し、総裁により物品の出納をする職員として任命された者（以下「物品出納職員」という。）は、物品の引渡及び受領に關し、それぞれ総裁を代理する。

第七十條 総裁は、現金出納職員又は物品出納職員が善良な管理者の注意を怠り、その保管に係る現金又は物品を亡失し損じ、公社に損害を與えたときは、その損害の弁償を命じなければならない。

2 前項の規定により弁償を命ぜられた現金出納職員又は物品出納職員は、その責を免がれるべき理由があると思ふときは、会計検査院の検定を求めることができる。但し、弁償を命ぜられた時から起算して五年を経過したときは、この限りでない。

3 前項の場合において、会計検査院が現金出納職員又は物品出納職員に弁償の責がないと検定したときは、総裁は、その弁償の命令を取り消し、既納に係る弁償金を直ちに還付しなければならない。

(会計規程)
第七十一條 公社は、その会計に關し、この法律及びこれに基く政令に定めるものの外、会計規程を定めなければならない。

2 前項の会計規程は、公社の事業の企業的な経営と予算の適正な実施に役立つように定めなければならない。

3 公社は、第一項の会計規程を定めるときは、その基本事項について、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを變更するときも、同様とする。

4 公社は、第一項の会計規程を定めたときは、直ちにこれを郵政大臣、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

(給與準則)
第七十二條 公社は、その役員及び職員に對して支給する給與については給與準則を定めなければならない。この場合において、この給與準則は、これに基く一事業年度の支出が国会の議決を経た当該事業年度の予算の中で定められた給與

の総額をこえるものであつてはならない。

(会計検査)
第七十三條 公社の会計については、会計検査院が検査する。

(大蔵大臣に対する報告等)
第七十四條 大蔵大臣は、公社の予算の実施に關し必要があると認めるときは、收支に關する報告を徴し、予算の実施状況について実地監査を行うことができる。

(大蔵大臣との協議)
第七十五條 郵政大臣は、第五十三條第二項、第五十四條第一項但書、第五十八條第一項及び第六十六條の承認並びに第六十二條第一項、同條第三項但書及び第七十一條第三項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

第五章 監督
第七十六條 公社は、郵政大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

(命令及び報告)
第七十七條 郵政大臣は、第一條に規定する目的を達成するため特に必要があると認めるときは、公社に對し監督上必要な命令をすることができる。

2 郵政大臣は、この法律を施行するため必要な限度において、公社からその業務に關する報告を徴することができる。

第六章 罰則
第七十八條 左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行

為をした役員は、十万円以下の罰金に処する。

一 この法律により郵政大臣の承認又は認可を受けなければならない場合において、その承認又は認可を受けなかつたとき。

二 第三條に規定する業務以外の業務を行つたとき。

三 第六條第一項の規定による政令に違反して、登記することを怠り、又は不実の登記をしたとき。

四 前條第一項の規定による命令に違反したとき。

五 前條第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第七十九條 第七條の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して同項の罰金を科す。

(恩給)
第八十條 この法律の施行の際現に恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十九條に規定する公務員たる者が引き続き公社の役員又は職員となつた場合（その公務員が引き続きいて、公社の役員若しくは職員又は同法第十九條に規定する公務員として在職し、更に引き続き公社の役員又は職員となつた場合を含む。）には、同法第二十條に

規定する文官として勤続するものとみなし、当分の間、これに同法の規定を準用する。

2 前項の規定により恩給法を準用する場合においては、恩給の給與等については、公社を行政庁とみなす。

3 第一項に規定する者又はその遺族の恩給の支拂に充てるべき金額及びこの法律の施行前に給與事由が生じた恩給の支拂に充てるべき金額で従前の電気通信事業特別会計が引き継ぎ存続するものとした場合において電気通信事業特別会計において負担すべきこととなるものについては、公社が電気通信事業特別会計として存続するものとみなし、特別会計の恩給負担金を一般会計に繰り入れることに關する法律（昭和六年法律第八号）の規定を準用する。

4 第一項の規定により恩給法を準用する場合において、同項において準用する恩給法第五十九條の規定により公社の役員又は職員が納付すべき金額は、同條の規定にかかわらず、公社に納付するものとする。

(共済組合)
第八十一條 公社の役員及び職員は、国に使用される者で国庫から報酬を受けるものとみなし、国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）の規定を準用する。この場合において、同法中「各省各庁」とあるのは「日本電信電話公社」と、「各省各庁の長」とあるのは「日本電信電話公社総裁」と、第六十九條及び第九十二

條中「国庫」とあるのは「日本電信電話公社」と、第七十三條第二項、第七十五條第二項及び第九十八條中「政府を代表する者」とあるのは「日本電信電話公社を代表する者」と読み替へるものとする。

2 国家公務員共済組合法第二條第一項の規定により電気通信省に設けられた共済組合は、前項の規定により準用する同法第二條第一項の規定により公社に設けられる共済組合となり同一性をもつて存続するものとする。

(健康保険等)
第八十二條 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十二條第一項、厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）第十六條ノ二及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十五條の規定の適用については、公社の役員及び職員は、国に使用される者とみなす。

(災害補償)
第八十三條 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第三條第三項の規定の適用については、公社の事業は、国の直営事業とみなす。

(失業保険)
第八十四條 失業保険法（昭和二十二年法律第四十六号）第七條の規定の適用については、公社の役員及び職員は、国に使用される者とみなす。

第八十五條 国庫は、公社がその役員及び職員に対し失業保険法に規定する保険給付の内容をこえる給付を行う場合には、同法に規定する給付に相当する部分につき同法

第二十八條第一項に規定する国庫の負担と同一割合によつて算定した金額を負担する。

(他の法令の準用)
第八十六條 不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）、土地收用法（昭和二十六年法律第二百十九号）その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、公社を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

(実施規定)
第八十七條 この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

附則
この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

日本電信電話公社法施行法案
日本電信電話公社法施行法
(経営委員会の委員の任命の事前措置)
第一條 内閣は、日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第 号。以下「公社法」という。）の施行前に、同法第十二條の例により、日本電信電話公社（以下「公社」という。）の経営委員会の委員となるべき者を指名することができる。

2 前項の規定により公社法第十二條の例による場合において、同條第三項第三号中「公社」とあるのは「電気通信省」と読み替へるものとする。

3 第一項の規定により指名された委員となるべき者は、公社法の施行の時に於いて、同法の規定により公社の最初の経営委員会の委員

に任命されたものとする。但し、その委員の任期は、同法第十三條第一項の規定にかかわらず、内閣が定めるところにより、それぞれ二年、三年及び四年とする。

(職員引継)
第二條 公社法の施行の際現に電気通信省の職員である者は、電気通信大臣が指名する者を除き、その時において公社の職員となるものとする。

2 前項の規定により電気通信省の職員が公社の職員となる場合においては、その者に対する退職手当は、支給しない。

3 第一項の規定により公社の職員となつた者が政府の職員として勤務した期間は、退職金の計算については、公社に勤務した期間とみなす。

(権利義務の承継)
第三條 公社法第三條に規定する業務に關し、公社法の施行の際現に国が有する権利義務は、別に定めるところを除く外、その時において公社が承継する。

(訴訟の受継)
第四條 公社法第三條に規定する業務に關し、国を当事者とする訴訟であつて、公社法の施行の際現に係属しているものは、その時に於いて公社が受け継ぐ。

2 公社法第三條に規定する業務に關し、これを所管する行政庁を当事者とする訴訟であつて、公社法の施行の際現に係属しているものは、その時に於いて公社の総裁が受け継ぐ。

(不動産に關する登記)
第五條 公社が不動産に關する権利につきすべき登記の手續については、政令で特例を設けることができる。

(負債の範圍)
第六條 公社法第五條第一項に規定する負債の金額は、公社法の施行の際における電気通信事業特別会計の借入資本の額から四億四百七十七万九千円を控除した残額並びにその時における電気通信事業特別会計の減価償却引当金及び物品價格調整引当金に相当する額とする。

(財産の引継)
第七條 公社法の施行の際における電気通信事業特別会計の資産並びに公債、借入金及び一般会計からの繰入金以外の負債は、その時に於いて公社に引き継がれるものとする。

(公債及び借入金等の処理)
第八條 公社法の施行の際現に電気通信事業特別会計が負担する公債及び借入金は、その時において一般会計に帰属する。

2 公社は、公社法の施行の時に於いて、前項に規定する公債及び借入金の金額に相当する額の債務を政府に対し負うものとする。

3 前項に規定する債務については、公社は、政府に対しその債務を表示する証書を交付するものとする。

4 第二項の規定により公社が政府に対し負う債務の償還期限、利率及び利子支拂期日は、政府が定める。

(一) 一般会計からの繰入金の処理

第九條 公社法の施行の際における電気通信事業特別会計の負債たる一般会計からの繰入金は、その時において一般会計に帰属する。

2 公社は、公社法の施行の時に於いて、前項に規定する一般会計からの繰入金金額に相当する額から四億四百七十七万九千円を控除した残額の債務を政府に対し負うものとする。

3 前項に規定する債務については、公社は、政府に対しその債務を表示する証書を交付するものとする。

4 第二項の規定により公社が政府に対し負う債務は、後日、予算で定めるところにより、償還するものとする。

(財産の徴収)
第十條 政府は、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二十七條第一項の規定にかかわらず、公社法の施行の際現に一般会計が電気通信事業特別会計に使用されている国有財産を、公社が第七條の規定により政府から引き続いだ国有財産であつたものであつて同法の施行の際現にもつばら一般会計の用に供されているものと交換することができる。

2 前項の規定により政府と公社との間において交換する財産の範囲及びその評価の方法は、郵政大臣が大蔵大臣と協議して定める。

(土地、建物等の無償貸付)
第十一條 政府は、国有財産法第十八條及び第二十條第一項の規定にかかわらず、昭和二十四年五月三十一日において旧通信事業特別会計に属していた土地、建物又は工作物であつて、昭和二十四年六月一日以降引き続き郵政事業特別会計に属し、且つ、公社法の施行の際現に電気通信事業特別会計に使用されているものを、引き続き公社の用に供するため公社に無償で貸し付けることができる。

(昭和二十七年年度の予算及び決算に関する経過措置)
第十二條 公社の昭和二十七年年度の予算については、公社法第四十條から第四十九條までの規定は、適用しない。

2 公社は、政令で定めるところにより、昭和二十七年年度の電気通信事業特別会計予算のうち昭和二十七年六月三十日までに執行されなかつた部分に準ずる昭和二十七年年度の予算を作成して内閣に提出し、その承認を経なければならぬ。

3 政府は、前項の規定による承認をしたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならぬ。

第十三條 昭和二十七年年度の公社の予算及び決算に関する事項のうち、公社法第五十條から第五十四條まで及び第五十六條から第六十條までに規定するものに関しては、これらの規定にかかわらず、公社を国の行政機関とみなし、公社の総裁を各省各庁の長とみなして、この法律に規定する場合を除く外、電気通信事業特別会計法(昭和二十四年法律第十号)、財政法(昭和二十二年法律第三十四

号)、会計法(昭和二十二年法律第三十五号)その他従前の電気通信事業特別会計に適用される法令の規定の例による。

2 公社の昭和二十七年年度の予算に關しては、公社法第五十五條第一項中「国会の議決を経た予算」とあり、同法第七十二條中「国会の議決を経た当該事業年度の予算」とあるのは、「日本電信電話公社法施行法第十二條第二項の規定により内閣の承認を経た予算(同法第十四條又は第十五條の規定による予算を含む)」と、公社法第六十二條第二項及び第六十三條中「国会の議決」とあるのは、「国会の議決(長期借入金及び一時借入金については、日本電信電話公社法施行法第十二條第二項の規定による内閣の承認を含む)」と読み替へるものとする。

第十四條 公社は、昭和二十七年年度の予算の成立後に生じた避けることができない事由により必要がある場合に限り、追加予算を作成し、郵政大臣を経て大蔵大臣に提出することができる。

2 大蔵大臣は、前項の規定により追加予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならぬ。

3 内閣は、前項の決定をしたときは、その予算を国会に提出しなければならない。

第十五條 公社は、昭和二十七年年度の予算の成立後に生じた事由に基いて既に成立した予算に変更を加える必要があるときは、予算を修正し、郵政大臣を経て大蔵大臣に提出することができる。

2 前條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による予算の修正に準用する。

第十六條 公社は、昭和二十七年年度の歳入歳出決定計算書を作成し、郵政大臣を経て大蔵大臣に提出しなければならない。

(電気通信事業特別会計の残務の処理)
第十八條 電気通信事業特別会計における昭和二十六年及び昭和二十七年年度の予備費の支出、決算その他会計に関する事務は、公社法の施行後においては、従前の例により公社が行ふ。

(資産の価額の改定)
第十八條 公社は、第七條の規定により政府から引き継いだ固定資産については、昭和二十九年年度末までに価額の改定をしなければならない。

2 前項の価額の改定を行う時期及び基準日その他価額の改定の方法並びに価額の改定によつて生ずる差額の処分方法は、政令で定める。

3 公社は、前二項の規定により価額の改定を行ったときは、その報告書を作成し、これを郵政大臣に提出してその承認を受けなければならない。

4 郵政大臣は、前項の規定により報告書の提出を受けたときは、これを国会に報告しなければならない。

(電信線電話線建設條例の改正)
第十九條 電信線電話線建設條例(明治二十三年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項、第四條、第六條及び第七條中「電気通信省」を「日本電信電話公社」に改める。

第三條を次のように改める。

第三條 日本電信電話公社ハ公衆通信ノ用ニ供スル電信線電話線ノ建設又ハ通信ニ障害アル竹木其他ノ植物ハ已ムヲ得ザルモノニ限リ之ヲ伐除シ又ハ移植スルコトヲ得

第五條中「電信省」を「日本電信電話公社」に、「許可シタル」を「承認シタル」に改める。

(登録税法の改正)
第二十條 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條中第一号ノ二の次に次の一号を加ふる。

一ノ三 日本電信電話公社自己ノ為ニスル登記又ハ登録

(印紙税法の改正)
第二十一條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條中第六号ノ五の次に次の一号を加ふる。

六ノ五ノ二 日本電信電話公社ノ発スル証書、帳簿

(電信法の改正)
第二十二條 電信法(明治三十三年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第一條中「管掌ス」を「管理ス」に改め、同條の次に次の一條を加ふる。

第十四部 電気通信委員会會議録第十九号 昭和二十七年五月十三日【参議院】

一五

第十四部 電気通信委員会會議録第十九号 昭和二十七年五月十三日【参議院】

第一條ノ二 公衆通信ノ用ニ供スル電信及電話ニ関スル業務ハ日本電信電話公社ヲシテ之ヲ行ハシム

第二條第四号、第十二條、第十五條、第十六條及び第三十五條中「地方電気通信取扱局」を「電気通信取扱局」に改める。

第三條第一項中「又ハ軍事上必要ナル通信」を削る。

第五條中「地方電気通信局ニ於テ」を「主務大臣ハ」に改める。

第六條、第七條、及び第二十四條中「政府」を「日本電信電話公社」に改める。

第九條第一項中「政府」を「日本電信電話公社」に改め、同條第二項中「政府」を「日本電信電話公社」に、「支給ス」を「支拂フベシ」に改める。

第十條中「政府」を「日本電信電話公社」に、「支給セズ」を「支拂フコトヲ要セズ」に改める。

第二十一條及び第三十一條第一項中「電気通信省」を「日本電信電話公社」に改める。

第四十三條中「又は第三條第一項ニ依リ現ニ軍事通信」を削り、「政府」を「日本電信電話公社」に改める。

第四十五條中「帝國外国間ニ於ケル電信及電話」を「日本国外国間ニ於ケル電信及電話」に改める。
(所得税法の改正)
第二十三條 所得税法(昭和二十二

年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
第三條中第四号の次に次の一号を加える。

四の二 日本電信電話公社
(法人税法の改正)
第二十四條 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四條第二号中「日本国有鉄道」の下に「日本電信電話公社」を加える。
(地方自治法の改正)
第二十五條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百五十六條第五項中「地方電気通信局、地方電気通信部、地方電気通信管理所、地方電気通信取扱局、電気通信省施設局資材部の出張所」を削る。

(会計検査院法の改正)
第二十六條 会計検査院法(昭和二十二年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十一條第六号中「及び日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第四十八條の第二項」を、「日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第四十八條の第二項及び日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第七十條第二項)」に改める。

第二十九條第六号中「及び日本国有鉄道法第四十八條の第二項」を、「日本国有鉄道法第四十八條の第二項及び日本電信電話公社法第七十條第二項」に改める。

(郵便貯金法の改正)
第二十七條 郵便貯金法(昭和二十二年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項第六号中「日本国有鉄道」の下に「日本電信電話公社」を加える。
(郵便法の改正)
第二十八條 郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二十條第一項中「電気通信省」を「日本電信電話公社」に改める。
(郵便為替法の改正)
第二十九條 郵便為替法(昭和二十三年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十六條第一項但書及び第十八條中「電気通信省」を「日本電信電話公社」に改める。
(電信電話料金法の改正)
第三十條 電信電話料金法(昭和二十三年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第三條中「電気通信大臣」を「郵政大臣」に改める。
第四條第二項中「内閣総理大臣及び電気通信大臣」を「郵政大臣」に改める。

(郵政省職員及び電気通信省職員訓練法の改正)
第三十一條 郵政省職員及び電気通信省職員訓練法(昭和二十三年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
郵政省職員訓練法
第一條中「又は電気通信大臣」及び「又は電気通信省」を削る。

第二條、第四條及び第五條中「又は電気通信大臣」を削る。
第三條第一項中「又は電気通信大臣」を削り、同項第二号中「それぞれ郵政省又は電気通信省」を「郵政省」に改め、同條第二項中「又は電気通信大臣」を削る。

(郵政事業特別会計法の改正)
第三十二條 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二條中「電気通信省」を「日本電信電話公社」に改める。
第四十二條を削り、第四十三條を第四十二條とする。

(国家公務員のための国設宿舍に關する法律の改正)
第三十三條 国家公務員のための国設宿舍に關する法律(昭和二十四年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第八條の二第一号及び第十八條第二項中「電気通信事業」を削る。
(国の所有に屬する物品の売拂代金の納付に關する法律の改正)
第三十四條 国の所有に屬する物品の売拂代金の納付に關する法律(昭和二十四年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第五條中「及び日本国有鉄道」を「日本国有鉄道及び日本電信電話公社」に改める。
(政府契約の支拂遅延防止等に關する法律の改正)
第三十五條 政府契約の支拂遅延防止等に關する法律(昭和二十四年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十四條中「日本国有鉄道」の下に「日本電信電話公社」を加える。
(国庫出納金等端数計算法の改正)
第三十六條 国庫出納金等端数計算法(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第一條中「日本国有鉄道」の下に「日本電信電話公社」を加える。
(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に關する法律の改正)
第三十七條 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に關する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一條中「電気通信事業特別会計」を削る。
第二條中「日本国有鉄道」の下に「日本電信電話公社」を加える。

(一般職の職員の給与に關する法律の改正)
第三十八條 一般職の職員の給与に關する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第六條第五項中第六号を削る。
(公職選挙法の改正)
第三十九條 公職選挙法(昭和二十五年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第四百四十五條第一項及び第四百六十六條第一号中「又は日本専売公社」を、「日本専売公社又は日本電信電話公社」に改める。

(電波法の改正)
第四十條 電波法(昭和二十五年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「国」を「日本電信電話公社」に改める。

(国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の改正)
第四十一條 国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律(昭和二十五年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二條中「及び日本国有鉄道」を「日本国有鉄道及び日本電信電話公社」に改める。

第三條第二号中「及び日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第五十六條第一項」を「日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第五十六條第一項及び日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第 号)第八十條第一項」に改める。

第三條第三号中「及び日本国有鉄道法第五十七條第一項」を「日本国有鉄道法第五十七條第一項及び日本電信電話公社法第八十一條第一項」に改める。

(予算執行職員等の責任に関する法律の改正)
第四十二條 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「日本国有鉄道」の下に「日本電信電話公社」を加える。

第十條第一項中「日本国有鉄道」

の下に「及び日本電信電話公社」を、「日本国有鉄道總裁」の下に「及び日本電信電話公社總裁」を加える。

(地方税法の改正)
第四十三條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第三号、第三百四十八條第一項及び第七百四十三條第三号中「日本国有鉄道」の下に「日本電信電話公社」を加える。

第四百四十六條、第四百四十三條、第四百六十五條、第五百八十六條第二項及び第七百四十四條中「及び日本国有鉄道」を「日本国有鉄道及び日本電信電話公社」に改める。

第二百九十六條中「日本国有鉄道」の下に「日本電信電話公社」を加える。

(運輸省設置法等の一部を改正する法律の改正)
第四十四條 運輸省設置法等の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第三項及び第四項を削る。(国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律の改正)
第四十五條 国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「電気通信事業」を削る。

(国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の改正)
第四十六條 国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和二十六年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第一條第三項中「及び日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第五十七條第一項」を「日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第五十七條第一項及び日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第 号)第八十一條第一項」に改める。

第三條に次の一号を加える。
四 日本電信電話公社法第八十一條第二項に規定する共済組合 日本電信電話公社

(積雪寒冷地帯振興臨時措置法の改正)
第四十七條 積雪寒冷地帯振興臨時措置法(昭和二十六年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十三條第一項中第十号を次のように改める。

十 郵政事務次官

(計量法の改正)
第四十八條 計量法(昭和二十六年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第五條第十九号中「電気通信大臣」を「日本電信電話公社」に改める。

(土地收用法の改正)
第四十九條 土地收用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を

次のように改正する。
第三條中第十五号の次に次の一号を加える。
十五の二 日本電信電話公社が公衆通信の用に供する施設(電信線電話線建設條例(明治二十三年法律第五十八号)の規定により土地等を使用することができしるものを除く)

(電話設備費負担臨時措置法の改正)
第五十條 電話設備費負担臨時措置法(昭和二十六年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項、第二條から第五條まで並びに第六條第一項及び第四項中「電気通信大臣」を「日本電信電話公社」に改める。

(昭和二十六年度における給與の改訂に伴う国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の改正)
第五十一條 昭和二十六年度における給與の改訂に伴う国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和二十六年法律第三百八号)の一部を次のように改正する。

第一條第三項中「及び日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第五十七條第一項」を「日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第五十七條第一項及び日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第 号)第八十一條第一項」に改める。

第三條に次の一号を加える。
四 日本電信電話公社法第八十

第一條第二項に規定する共済組合 日本電信電話公社

(昭和二十六年度における給與の改訂に伴う国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の改正)
第五十一條 昭和二十六年度における給與の改訂に伴う国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和二十六年法律第三百八号)の一部を次のように改正する。

第一條第三項中「及び日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第五十七條第一項」を「日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第五十七條第一項及び日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第 号)第八十一條第一項」に改める。

第三條に次の一号を加える。
四 日本電信電話公社法第八十

第一條第二項に規定する共済組合 日本電信電話公社

(昭和二十六年度における給與の改訂に伴う国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の改正)
第五十一條 昭和二十六年度における給與の改訂に伴う国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和二十六年法律第三百八号)の一部を次のように改正する。

第一條第三項中「及び日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第五十七條第一項」を「日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第五十七條第一項及び日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第 号)第八十一條第一項」に改める。

第三條に次の一号を加える。
四 日本電信電話公社法第八十

第一條第二項に規定する共済組合 日本電信電話公社

(昭和二十六年度における給與の改訂に伴う国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の改正)
第五十一條 昭和二十六年度における給與の改訂に伴う国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和二十六年法律第三百八号)の一部を次のように改正する。

第一條第三項中「及び日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第五十七條第一項」を「日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第五十七條第一項及び日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第 号)第八十一條第一項」に改める。

第三條に次の一号を加える。
四 日本電信電話公社法第八十

第一條第二項に規定する共済組合 日本電信電話公社

第一條第二項に規定する共済組合 日本電信電話公社

(気象業務法の改正)
第五十二條 気象業務法(昭和二十七年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項及び第二項中「電気通信省」を「日本電信電話公社」に改める。

(電話加入権の取扱及び電話の濫用禁止等に関する政令の改正)
第五十三條 電話加入権の取扱及び電話の濫用禁止等に関する政令(昭和二十四年政令第四十八号)の一部を次のように改正する。

第一條、第三條、第四條、第五條第二項、第六條第一項、第七條第一項及び第十條中「政府」を「日本電信電話公社」に改める。

第二條第一項中「政府の機関」を「政府又は日本電信電話公社の機関」に、「政府との間」を「日本電信電話公社との間」に改める。

(電気通信省設置法等の廃止)
第五十四條 左に掲げる法律は、廃止する。

電気通信省設置法(昭和二十三年法律第二百四十五号)

電気通信事業特別会計法

附則

1 この法律は、公社法の施行の日から施行する。但し、第一條の規定は、公布の日から施行する。

2 電気通信事業特別会計法は、第五十四條の規定にかかわらず、第十三條の規定においてその例による限度においてなおその効力を有する。

3 公社は、昭和二十七年年度においては、第八條第二項の規定により公社が政府に対し負う債務の利子及びその取扱に要する経費を国債、整理基金特別会計に納付することができる。

國際電信電話株式会社法案
國際電信電話株式会社法

(目的)

第一條 國際電信電話株式会社は、國際電気通信事業を經營することを目的とする株式会社とする。

(事業)

第二條 國際電信電話株式会社(以下「公社」という)は、國際電気通信事業を営む外、郵政大臣の認可を受けて、これに附帯する業務その他前條の目的を達成するために必要な業務を営むことができる。(事務所)

第三條 公社は、本店を東京都に置く。

2 公社は、必要な地に支店又は出張所を置くことができる。

(株式)

第四條 公社の株式は、記名式とし、政府、地方公共団体、日本国民又は日本国法人であつて社員、株主若しくは業務を執行する役員半数以上、資本若しくは出資の半額以上若しくは議決権の過半数が外国人若しくは外国法人に属さないものに限り、所有することができる。

2 公社は、新株を發行しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

(商号の使用制限)
第五條 公社でない者は、その商号中に國際電信電話株式会社という文字を用いてはならない。(社債發行限度の特例)

第六條 公社は、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百九十七條の規定による制限をこえて社債を募集することができる。但し、資本及び準備金の総額又は最終の貸借対照表により公社に現存する純財産額がいずれか少しい額の三倍をこえてはならない。

(一般担保)

第七條 公社の社債権者は、公社の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

(外貨債務の保証)

第八條 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三條の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公社の外貨で支拂わなければならない債務について、保証契約をすることができる。

(監督)

第九條 公社は、郵政大臣がこの法律の定めるところに従ひ監督する。

第十條 公社は、社債を募集し、又は弁済期限が一年をこえる資金を借り入れようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

第十一條 取締役及び監査役の選任及び解任、定款の変更、利益金の処分、合併並びに解散の決議は、郵政大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

第十二條 公社は、毎營業年度の事業計画を定め、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

第十三條 公社は、無線設備及びこれに準ずる重要な電気通信設備を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

第十四條 郵政大臣は、第十條、第十一條(利益金の処分、合併及び解散の決議に係る部分に限る)及び前二條の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

(命令及び報告)

第十五條 郵政大臣は、公社に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

2 郵政大臣は、この法律を施行するため必要な限度において、公社からその業務に関する報告を徴することができる。

(罰則)

第十六條 左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした公社の取締役又は監査役は、十万円以下の罰金に処する。

一 この法律により郵政大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第二條に規定する業務以外の業務を行つたとき。

三 第六條但書の規定に違反して、社債を募集したとき。

四 前條第一項の規定による命令に違反したとき。

五 前條第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第十七條 第五條の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この法律の施行期日は、政令で定める。但し、その期日は、昭和二十八年三月三十一日以後であつてはならない。

(設立委員)

2 郵政大臣は、設立委員を命じて、公社の設立に関する事務を処理させる。(公社の現物出資等)

3 日本電信電話公社(以下「公社」という)は、公社の設立に際し、公社に対し、現物出資をすることができる。

4 公社は、日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第 号)第六十八條の規定にかかわらず、公社の設立に際し、国会の議決を経ないで、同條に規定する設備を公社に対する出資の目的とし、又は会

社に対し譲渡することができる。但し、あらかじめ郵政大臣の認可を受けなければならない。

5 公社又は設立委員は、公社が公社の設立に際し公社に対する出資の目的とし、又は公社に対し譲渡する財産の範囲について協議することができる。又は協議がとれないときは、郵政大臣の決定を申請することができる。

6 前項の郵政大臣の決定があつたときは、同項に規定する財産の範囲について、公社と設立委員との間に協議がとれたものとみなす。

7 公社は、第五項の郵政大臣の決定に従ひ日本電信電話公社法第六十八條に規定する設備を公社に対する出資の目的とし、又は公社に対し譲渡するときは、第四項但書の認可を受けなければならない。(定款)

8 設立委員は、定款を作成して、郵政大臣の認可を受けなければならない。(公社の出資財産等の価格)

9 設立委員は、前項の規定により作成する定款に、公社が公社に対する出資の目的とし、又は公社に対し譲渡する財産の価格を記載しようとするときは、電気通信設備評価審議会の決定を受けなければならない。

10 電気通信設備評価審議会は、公社が公社に対する出資の目的とし、又は公社に対し譲渡する財産について前項の決定をするときは、この法律の施行の日におけるその財産の時価を基準とし、

収益率を参しやくしなければならぬ。

(株主の募集)

11 設立委員は、第八項の認可を受けたときは、遅滞なく、会社の設立に際し発行する株式の総数のうち、第三項の規定による公社の出資に對して割り当てるべき株式を控除した残余の株式につき、株主を募集しなければならない。

12 株式申込証には、定款の認可の年月日を記載しなければならない。

13 設立委員は、株主の募集を終つたときは、株式申込証を郵政大臣に提出し、その検査を受けなければならない。

14 (拂込) 設立委員は、前項の検査を受けた後、遅滞なく、各株につきその発行価額の全額の拂込をさせなければならない。

15 (創立總會) 前項の拂込があつたときは、設立委員は、遅滞なく、創立總會を招集しなければならない。

16 創立總會が終結したときは、設立委員は、その事務を会社の取締役役に引き渡さなければならない。

17 (適用除外) 商法第六十七條、第八十一條及び第八十五條の規定は、会社の設立については、適用しない。

18 (登録税の特例) 会社が設立の登録を受けるときは、登録税の額は、登録税法(明

治二十九年法律第二十七号)第六條第一項第三号の規定にかかわらず、公社の出資の額の千分の一・五と公社以外の者の出資の額の千分の六の合計額とする。

19 会社がその設立に際し不動産に關する権利の取得の登記を受けるときは、公社が出資し、又は譲渡した不動産についての登録税の額は、登録税法第二條第一項第三号の規定にかかわらず、千分の四とする。

20 (公社に割り当てられた株式の処分) 公社は、会社の成立後遅滞なく、第三項の規定による出資に對し割り当てられた株式を政府に譲渡しなければならない。

21 政府は、有価証券市場の状況を考慮し、なるべくすみやかに、前項の規定により譲り受けた株式を処分しなければならない。

22 政府は、第二十項の規定により譲り受けた株式の対価を、当該株式の処分に応じて公社に支拂うことができる。

23 (無線局の免許人の地位の承継) 公社が会社に対し出資し、又は譲渡した財産に係る無線局の免許人の地位は、出資の場合にあつては会社の成立の日、譲渡の場合にあつてはその譲渡の日において、会社が承継する。

24 (電気通信設備評価審議会) 第九項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、郵政省に電気通信設備評価審議会(以下「審査会」といふ。)を置く。

25 審議会は、委員長及び委員五人をもつて組織する。

26 委員長は、郵政大臣をもつて充てる。

27 委員は、左に掲げる者につき郵政大臣が任命する。

- 一 大蔵省の職員 一人
二 郵政省の職員 一人
三 公社の役員 一人
四 会社の設立委員 一人
五 学識経験のある者 一人

28 委員は非常勤とする。

29 委員長は、会務を総理する。

30 審議会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、會議を開き、議決をすることができない。

31 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

32 第九項、第十項及び前八項に定めるものの外、審議会の議事及び運営に關し必要な事項は、郵政省令で定める。

33 (他の法律の改正) 電信法(明治三十三年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

34 經濟關係規則の整備に關する法律(昭和十九年法律第四号)の一部を次のように改正する。

別表乙号第八号を次のように改める。

八 國際電信電話株式会社
郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二十條第一項中「又は日本放送協會」を、「日本放送協會又は國際電信電話株式会社」に改める。

36 郵便為替法(昭和二十三年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十六條第一項但書及び第十八條中「日本電信電話公社」の下に「又は國際電信電話株式会社」を加える。

37 郵政事業特別會計法(昭和二十四年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二條中「日本電信電話公社」の下に「又は國際電信電話株式会社」を加える。

38 電波法(昭和二十五年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

電波法の一部を改正する法律案
電波法(昭和二十五年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

目次中第二節 海岸局及び船舶局の運用(第六十二條第七十條)を「第二節 海岸局及び船舶局の運用(第六十二條第七十條)第三節 航空局及び航空機局の運用(第六十七條第七十條)第六)に改める。

第五條第一項中第五号及び第六号を削り、同條第二項に次の一号を加える。

三 航空法(昭和二十七年法律第 号)第二百七條但書の許可を受けて本邦内の各地間の航空の用に供される航空機の無線局

第五條に次の一項を加える。

3 左の各号の一に該当する者には、無線局の免許を與えないことができる。

一 この法律又は放送法(昭和二十五年法律第三十二号)に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 無線局の免許の取消を受け、その取消の日から二年を経過しない者

第六條第三項中(船舶無線電信局(船舶の無線局であつて無線電信により無線通信を行うもの)及び船舶無線電信局(船舶の無線局であつ

て、無線電話により無線通信を行うもの（をいう。以下同じ。）を（船舶の無線局をいう。以下同じ。）に改める。

第六條に次の一項を加える。

4 航空機局（航空機の無線局をいう。以下同じ。）の免許を受けようとする者は、第一項の書類に同項に掲げる事項の外、その航空機の所有者、用途、種類、等級、型式、航行区域、定置場及び登録記号をあわせて記載しなければならぬ。

第十三條第二項中「船舶及び漁船の操業区域の制限に関する政令（昭和二十四年政令第三百六号）第五條の漁船の船舶無線電信局を（船舶の船舶局（以下「義務船舶局」という。）及び航空法第六十條に掲げる場合に該当する航空機の航空機局（以下「義務航空機局」という。）に改める。

第二十七條第一項中「船舶」を「船舶又は航空機」に改め、同條第二項中「船舶」を「船舶又は航空機」に、「目的港」を「目的地」に改める。

第三十三條に次の一項を加える。

3 船舶局が義務船舶局であつて、船舶無線電信局（船舶局であつて、無線電信により無線通信を行うものをいう。以下同じ。）であるときは、前項の規定により備えなければならない連絡設備は、船舶内の主たる連絡設備から独立し、且つ、同時に音声を送り、及び受けられることができるものでなければならぬ。但し、船舶安全法第四條第一項第三号（同法第十四條の規定に基く政令において準用する場合を含む。以下同じ。）の船

船の船舶無線電信局であつて、郵政省令で定めるものについては、この限りでない。

第三十三條の次に次の一條を加える。

（義務船舶局の條件）
第三十三條の二 義務船舶局の無線電信は、受信に際し外部の機械的雑音その他の雑音による妨害を受けない場所であつて、できる限り安全を確保することができるような高い場所に設けなければならない。但し、船舶安全法第四條第一項第三号の船舶に施設する無線電信であつて、郵政省令で定めるものについては、この限りでない。

2 義務船舶局の無線電話であつて、船舶安全法第四條第二項（同法第十四條の規定に基く政令において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により無線電信に代えたものは、船舶の上部に設けなければならない。

第三十四條の前の見出しを削り、同條を次のように改める。

第三十四條 義務船舶局の無線電信の主送信設備は、郵政省令で定める有効到達距離をもつものでなければならない。

第三十五條を次のように改める。

第三十五條 義務船舶局の無線電信には、郵政省令で定める條件に適合する補助設備を備えなければならない。但し、船舶安全法第四條第一項第三号の船舶に施設する無線電信であつて、郵政省令で定めるものについては、この限りでない。

第三十五條の次に次の一條を加える。

第三十五條の二 義務船舶局の無線電話であつて、船舶安全法第四條第二項の規定により無線電信に代えたものの送信設備は、郵政省令で定める有効到達距離をもつものでなければならない。

第三十六條を次のように改める。

（救命艇の無線電信の條件）
第三十六條 船舶安全法第二條（同法第十四條の規定に基く政令において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基く命令により船舶に備える救命艇に設置しなければならない無線電信の送信設備は、郵政省令で定める有効到達距離をもつものでなければならない。

第三十六條の次に次の一條を加える。

（義務航空機局の條件）
第三十六條の二 義務航空機局の送信設備は、電波監視委員会規則で定める有効到達距離をもつものでなければならない。

第三十七條中「緊急自動受信機」の下に、「船舶安全法第二條の規定に基く命令により船舶に備えなければならない救命艇用携帯無線電信、電波監視委員会規則で定める航空機に施設する無線設備の機器」を加える。

第三十九條但書中「船舶」を「船舶又は航空機」に改める。

無線設備の通信操作
船舶又は航空機に施設する無線設備の技術操作
陸上に施設する空中線電力二キロワット以下の無線電信及び五百ワット以下の無線電話の技術操作
陸上に開設する無線航行局（電波を利用して、航行中の船舶若しくは航空機の位置若しくは方向を決定し、又は船舶若しくは航空機の航行の障害物を探知するため開設する無線局をいう。以下同じ。）の無線設備の技術操作

第四十條の表中第二級無線通信士の項の下欄を次のように改める。

第四十條の表中第二級無線通信士の項の下欄を次のように改める。

第四十條の表中第二級無線通信士の項の下欄を次のように改める。

電信及び七十五ワット以下の無線電話（放送をする無線局の無線電話を除く。）の技術操作
陸上及び船舶に開設する無線航行局の無線設備であつて、三キロワットをこえる周波数を使用するもの技術操作

第四十條の表中第三級無線通信士の項の次に次のように加える。

第四十條の表中第三級無線通信士の項の次に次のように加える。

第四十條の表中第三級無線通信士の項の次に次のように加える。

航空移動通信（国際通信たる公衆通信を除く。以下同じ。）のための無線電話の通信操作	航空移動通信（国際通信たる公衆通信を除く。以下同じ。）のための無線電話の通信操作
空中線電力百ワット以下の航空移動通信のための無線電話の技術操作	空中線電力百ワット以下の航空移動通信のための無線電話の技術操作
航空機の航行のための無線航行局の無線設備であつて、三キロワットをこえる周波数を使用するもの技術操作	航空機の航行のための無線航行局の無線設備であつて、三キロワットをこえる周波数を使用するもの技術操作

第一級無線技術士の指揮の下に行う無線設備の技術操作
空中線電力二キロワット以下の無線電信及び五百ワット以下の無線電話の技術操作
無線航行局の無線設備の技術操作

第五十條第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同條第三項とし、同條中第一項の次に次の一項を加える。

2 国際航空に従事する航空機の航空機局であつて、無線電信により無線通信を行うものには、航空機通信長(航空機通信士の長をいう)として、無線通信士の資格を得て五十時間以上航空機の無線通信の業務に従事し、且つ、現に第一級無線通信士の免許を受けている者を配置しなければならぬ。
第五十二條第一号から第三号までの規定中「船舶」を「船舶又は航空機」に改める。

第六十三條第一項中「第二種局」の下に「及び第三種局甲(総トン数千六百トン未満五百トン以上の旅客船以外の船舶安全法第四條の船舶の船舶無線電信局であつて、公衆通信業務を取り扱わないものをいう。以下同じ)」を加える。
第六十三條第二項中「一日八時間」の下に「第三種局甲にあつては一日四時間」を加える。

第六十三條第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 義務船舶局であつて、船舶安全法第四條第二項の規定により無線電話をもつて無線電信に代えたものは、その船舶の航行中は、郵政省令で定める時間割の時間運用しななければならない。
4 前項の時間割の時間は、一日四時間とする。
第六十五條第一項を次のように改める。

五百キロサイクルの周波数の指定を受けている第一種局及び第二種局は、五百キロサイクルの周波数で常時聴守しなければならぬ。
第六十五條第二項を第五項とし、同條中第一項の次に次の三項を加える。

2 五百キロサイクルの周波数の指定を受けている海岸局及び第三種局甲は、その運用しなければならぬ時間(以下「運用義務時間」という)中は、五百キロサイクルの周波数で聴守しなければならぬ。
3 前二項の無線局は、運用義務時間中の第一沈黙時間を除く外、現に通信を行っている場合は、前二項の規定による聴守をすることを要しない。但し、警告自動受信機を施設している船舶無線電信局にあつては、この限りでない。

4 第一項及び第二項の無線局は、運用義務時間中は、警告自動受信機により聴守してはならない。但し、現に通信を行っている場合は、この限りでない。
第六十五條に次の一項を加える。
第三種局乙(第一種局、第二種局及び第三種局甲に該当しない船舶無線電信局をいう。以下同じ)は、二時間をこえない範囲において郵政省令で定める時間、郵政省令で定める周波数で聴守しなければならぬ。但し、現に通信を行っている場合は、この限りでない。

局及び第三種局甲に該当しない船舶無線電信局をいう。以下同じ)は、二時間をこえない範囲において郵政省令で定める時間、郵政省令で定める周波数で聴守しなければならぬ。但し、現に通信を行っている場合は、この限りでない。
第六十六條第一項中「船舶」を「船舶又は航空機」に改める。
第五章中第七十條の次に次の一節を加える。

第三節 航空局及び航空機局の運用

(航空機局の運用)
第七十條の二 航空機局の運用は、その航空機の航行中及び航行の準備中に限る。但し、受信装置のみを運用するとき、第五十二條各号に掲げる通信を行うとき、その他電波監理委員会規則で定める場合は、この限りでない。

2 航空局又は海岸局は、航空機局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している航空機局に対して、その妨害を除去するために必要な措置をとることを求めることができる。
3 航空機局は、航空局と通信を行う場合において、通信の順序若しくは時刻又は使用電波の型式若しくは周波数について、航空局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。
(運用義務時間)
第七十條の三 義務航空機局は、電波監理委員会規則で定める時間運用しななければならない。

2 航空局は、常時運用しなければならぬ。但し、電波監理委員会規則で定める場合は、この限りでない。

規則で定める場合は、この限りでない。
(聴守義務)
第七十條の四 航空局及び航空機局は、その運用義務時間中は、電波監理委員会規則で定める周波数で聴守しなければならない。但し、電波監理委員会規則で定める場合は、この限りでない。
(航空機局の通信連絡)
第七十條の五 航空機局は、その航空機の航行中は、電波監理委員会規則で定める方法により、電波監理委員会規則で定める航空局と連絡しなければならぬ。
(運用)
第七十條の六 第六十四條第一項(第一沈黙時間)及び第六十六條から第六十九條まで(遭難通信、緊急通信、安全通信及び船舶局の機器の調整のための通信)の規定は、航空局及び航空機局の運用について準用する。

第七十五條中第五條を「第五條第一項及び第二項」に改める。
第七十六條第二項に次の一号を加える。

四 免許人が第五條第三項第一号に該当するに至つたとき。
第七十六條に次の一項を加える。
3 電波監理委員会は、前項の規定により免許の取消をしたときは、当該免許人であつた者が受けている他の無線局の免許を取り消すことができる。
第八十三條第一項第一号中「第三十五條(補助装置の備えつけ)」の下に「第三十六條の二(業務航空機局の条件)」を加え、「第五十條第二項」を「第五十條第三項」に、「第六十五條第二項(聴守義務)」を「第六十五條第二項、第七十條の四(聴守義務)、第七十條の五(航空機局の通信連絡)」に改め、同項第二号中「第七十六條第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第九十九條の十一第一号中「第三十五條(補助装置の備えつけ)」を「第三十四條から第三十五條の二まで(義務船舶局の条件)、第三十六條(救命艇の無線電信の条件)」に、「第六十五條第二項」を「第六十五條第五項及び第六項」に、「及び第百條第一項第二号」を「並びに第百條第一項第二号」に改める。
第百三條の次に次の一條を加える。
(船舶又は航空機に開設した外国の無線局)
第百三條の二 第二章及び第四章の規定は、船舶又は航空機に開設した外国の無線局には、適用しない。

2 前項の無線局は、左に掲げる通信を行う場合に限り、運用することができる。
一 第五十二條各号の通信
二 公衆通信業務を行うことを目的とする無線局との間の通信
三 航空機の航行の安全に関する通信(公衆通信を除く。)
第百五條第一項中「第六十六條第一項」の下に「(第七十條の六において準用する場合を含む。)」を加える。
第百六條第二項中「船舶遭難」の下に「又は航空機遭難」を加える。

第百六條第二項中「船舶遭難」の下に「又は航空機遭難」を加える。

第百十二條中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第七十條の二第一項の規定に違反した者

第百十三條第二号中「第六十四條第一項」の下に「(第七十條の六において準用する場合を含む。)」を加える。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第三十三條第三項、第三十三條の二から第三十六條まで、第三十七條(船舶安全法第二條の規定に基づく命令により船舶に備えなければならない救命艇用携帯無線電信に係る部分に限る。)、第六十三條、第六十五條及び第九十九條の十一第一号の改正規定は、昭和二十七年十一月十九日から施行する。

2 この法律の施行の際現に聽守員級無線通信士の資格を有している者については、その免許の有効期間内は、第四十條の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。